

平成 20 年 3 月 4 日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力銀行

委員からのご質問・コメントに対する回答

**堀田委員からのコメントに対する回答**

**論点 1 統合を連携の機会と捉えるべき**

現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ 統合（新 JICA）で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。

**論点 2 審査機関・諮問機関の役割分担と運営について**

現在 JICA には環境社会配慮審査会をはじめとする各種審査・諮問機関が設置されているが、統合後におけるこれらの機関の位置づけと実質的運営はどうあるべきか。環境社会配慮において、策定すべき計画の審査と、実施すべき施策のモニタリングがどのように行われるべきか。既設機関に課題はないのか。

（答）今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

## 福田委員からのご質問・コメントに対する回答

### ○報告の体裁について

(コメント・質問) 既に2月14日の第1回委員会で指摘したが、本報告においては、「多くの」「場合がある」「例がある」といった表現が多用されている。これでは、「ガイドラインに従って運用されている」という結論を導く根拠が明らかでなく、またガイドラインの包括的検討のための資料としても著しく不十分である。

したがって、全ての調査項目につき、ガイドラインの運用実態について、案件数を明示して記載していただきたい。また、「例がある」等の記述について、案件名を明らかにしていただきたい。

以下の質問・コメントは、現在の報告書に基づく暫定的なものであり、上記の問題点が解消された段階で、再び質問・コメントを行うことを予定している。

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

### ○運用実態確認の目的 (p. 2)

(コメント) ガイドラインは、「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。」(ガイドライン2.10.2)としている。したがって、本運用実態確認の目的は、ガイドラインの包括的に検討し改定の必要性を判断するにあたって必要な情報を提供することになければならない。このためには、ガイドラインの目的である①相手国政府による適切な環境社会配慮実施の促進、②JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施の確保、の2点の達成状況を評価し、ガイドラインの規定上・運用上の課題を抽出することが不可欠であると考えます。

しかし、本運用実態確認の目的は「手続等の運用が実際にどのように行われているかを確認し、整理すること」にとどまっている。これでは、ガイドラインの包括的検討や改定の必要性判断のために必要な情報を得ることはできない。

(答) 事務局の視点での新JICAガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

### ○運用実態確認の方法 (p. 2-3)

(質問) 本運用実態確認で参照された「その後の関連情報」、「内部審査結果等」とは何か。

(答) 「その後の関連情報」とは、案件の報告書が平成19年4月以降となっている場合、平成19年度上半期までの情報を示している場合が含まれていることです。「内部審査結果等」とは、内部審査に係るヒアリング結果等の情報です。

(コメント・質問) 本運用実態確認では文献調査以外行われていない。実態確認の目的を達成するためには、文献調査の他、JICA 担当部・環境社会配慮審査チーム内でのインタビュー、相手国政府・コンサルタント・被影響住民・NGO 等本ガイドラインの運用実態について知見を有するステークホルダーからの聞き取り、JICA によるガイドライン運用が相手国の環境社会配慮に与えた影響に関する現地調査などが不可欠であると考え。文献調査以外の調査を実施した場合、その手法を明らかにしていただきたい。

(答) 文献調査以外には、JICA 内の案件担当者、環境社会配慮審査担当者からの情報収集、本運用実態報告作成に関わったコンサルタントからの情報収集を実施しています。

(質問) 対象案件 60 件全ての案件名を明らかにしていただきたい。

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

(コメント・質問) 以下で記載するとおり、ガイドラインの運用実態を明らかにするためには、JICA 内外のステークホルダーへの聞き取りや、協力事業が支援したプロジェクトの現状を明らかにする現地調査が不可欠であると考え。本運用実態確認の対象となった 60 案件のうち、事業化につながっている案件の数を把握していたら教えていただきたい。

(答) 開発調査については、添付の案件リストのうち、次の案件の事業化を把握しています。

イラン国アンザリ湿原総合生態系保全総合管理計画調査

インド国ゴア州上下水道強化計画

ミクロネシア国ポンペイ空港改善計画

無償資金協力の事前の調査については、添付の案件リストのうち、次の案件以外については事業化を把握しています。

ソロモン国アウキ市場建設・埠頭修復計画

#### ○実施体制 (p. 7)

(質問) 環境社会配慮審査チームの行う審査の内容を詳述していただきたい。

(答) 個別案件の審査については、担当部署からの提出資料に基づき、環境社会配慮調査が、ガイドラインに基づいて適切に行われているかを審査しています。例えば、開発調査のカテゴリ A の本格調査のスコーピング段階であれば、適切な TOR、代替案となっているか、ステークホルダー協議を行っているかを確認しています。

また、カテゴリ分類を行っています。

(質問) 環境社会配慮審査チーム内の体制、担当、担当理事の役割等について明らかにしていただきたい。

(答) 現在、庶務担当を含め、8名の体制であり、案件担当部署別の担当としています。担当理事は、環境社会配慮の責任者です。

#### ○早期段階からの環境社会配慮 (p. 9)

(質問) M/P において戦略的環境アセスメントの考え方を導入しているとしているが、以下について詳細を教えてください。なお、「(本報告の 5.1 参照)」とあるが、本報告に 5.1 はない。

- 戦略的環境アセスメントの考え方を導入した M/P の数。それらにおける戦略的環境アセスメントの実際の適用状況。
- 戦略的環境アセスメントの考え方を導入できなかった M/P の数。それらにおいて導入できなかった理由。

(答) 「(本報告の 5.1 参照)」は、正しくは「(本報告の 4.2 参照)」です。訂正致します。

カテゴリ A、B の M/P 調査では、全ての調査で、戦略的環境アセスメントを導入しています(ガイドライン施行前案件を除く)。適用としては、4.2 (5) に示すような代替案を設定し、事業段階よりも上位段階における環境社会配慮を行っています。

(コメント・質問) F/S 段階で代替案との比較検討を行っている事例があるとしているが、代替案の比較検討は相手国が満たすべき要件である(ガイドライン別紙 1 基本的事項 1)。F/S 段階で代替案との比較検討を行っていない事例の数を明らかにし、その原因を分析していただきたい。

(答) 9 ページで「開発調査のフィービリティ調査では、あるプロジェクトを実施するかまたは他のプロジェクトを行う(またはプロジェクトを実施しない場合)かをプロジェクトの構想段階で比較検討している場合がある。」と記載しているのは、フィービリティ調査でも、プロジェクトが特定されて工事範囲を検討する段階よりも前の計画段階での検討を行っている場合があることを示しています。F/S 調査で代替案の比較検討を行っていない事例はありません(ガイドライン施行前案件を除く)。

#### ○相手国政府に求める要件 (p. 10)

(コメント) ガイドライン 1.6.1 は相手国が満たすべき要件であるが、相手国がこの要件を満たしているかどうかについて実態が確認されていない。このためには、相手国政府からの聞き取りと現地調査が不可欠であると考えます。

(答) JICA が開発調査等でプロジェクトの計画作成を支援する際には、環境社会配慮につき報告書に記載しており、相手国政府に対し、実施の決定に際し、右報告書に記載し

た環境社会配慮調査結果を十分考慮するよう求めています。

(質問) JICA は別紙 1 の要件の「重要な点」について確認を行っているとするが、別紙 1 の要件のうち重要な点と重要でない点の判断基準、重要でないと判断した点を確認していない理由について明らかにしていただきたい。

(答) 案件毎の項目別の影響の大きさに応じて、また案件の内容に応じて、必要な点を確認しています。

(コメント・質問) ガイドライン 1.6.3 第 1 文は、環境影響評価において作成される各種文書や報告書の言語について規定しているが、この点についての運用実態が確認されていない。

(答) 環境影響評価において作成される各種文書や報告書は、相手国の制度に基づき作成される文書であることから、全案件を個別には確認を行っていませんが、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていると考えています。

(コメント・質問) 環境影響評価の説明に際して作成される書面について、ポスターやブックレットを現地語で作成している例があるとしているが、これら書面が地域の人々が理解できる言語と様式によるものかどうかについて、運用実態が確認されていない。

(答) 環境影響評価の説明に際して作成される書面についても、相手国の制度に基づき作成される文書であることから、全案件を個別には確認を行っていませんが、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていると考えています。

(コメント・質問) ガイドライン 1.6.4 は環境影響評価文書の公開を義務付け、その方法について規定しているが、公開方法について運用実態が確認されていない。また、「アクセスが可能であると考えられる」というのは、実際に JICA が確認したのか、推測に過ぎないのか、明らかにしていただきたい。

(答) ガイドライン 1.6.4 については、記録が行われていませんが、相手国の制度で情報公開を義務付けている場合が多いこと、相手国に必要な事項は伝えていることから、「アクセスが可能であると考えられる」と記載しています。

#### ○対象とする協力事業 (p. 11)

(コメント・質問) ガイドラインが直接適用される 3 スキーム以外について、ガイドラインは「目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する」としているが、この規定の運用実態について確認されていない。

(答) 尊重した場合を記録、集約するようにはしていないため、確認しておりませんが、

プロジェクト形成調査において環境社会配慮に係る検討を行った例があります。

#### ○緊急時の措置 (p. 12)

(コメント) 緊急時の措置について、審査諮問機関の検討結果が公開されていない<sup>1</sup>。また協力事業の結果については、緊急時の措置案件のリストから確認できるよう、リンクを張るべきではないか。

(答) 緊急時の措置についての審査諮問機関の検討結果は、環境社会配慮審査会の議事録において公開されています。協力事業の結果については、リンクを検討させていただきます。

#### ○情報の公開 (p. 13)

(コメント) 情報公開を担保するための枠組み(ガイドライン 2.1.3)について、「ガイドラインに従うことを確認している」とするが、ガイドラインへの一般的遵守だけでなく、具体的にどのような場所・方法・時期に、いかなる情報を公開するかについて、相手国と協議・合意するべきではないか。

(答) 情報公開の枠組みですので、具体的な公開については、個々のタイミングで行うことが適当と考えています。

(質問) JICA は協力事業本体に関する情報を公開しているとするが、この公開場所と、公開内容を明らかにしていただきたい。

(答) 個別案件の情報公開の中でプロジェクト概要を公開しています。公開場所は、次のホームページです。

[http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/pro\\_asia.html](http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/pro_asia.html)

[http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/category\\_a.html](http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/category_a.html)

(質問) 第三者への環境社会配慮情報の提供について、具体例を示していただきたい。

(答) 例えば、環境社会配慮審査会の委員への事前配布資料について、委員以外の方から提供依頼があり、提供した例があります。

(コメント) 現在の JICA ウェブサイト上の情報公開は、要請案件のリストと実施中案件のリストが分かれており、アクセスが困難である。協力事業本体のデータベースを整備し、その中に環境社会関連情報を含む形で整理することが望ましいのではないか。

(答) カテゴリ A の要請案件のリストと実施中案件のリストが分かれていることについて、今後カテゴリ A の要請案件のリストから古いものを削除することにより、実施中案

<sup>1</sup> <http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/emergency.html>

件リストと対照しやすくなると考えます。

(コメント) ガイドラインは「情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行う」(ガイドライン 2.1.8) としているが、実施中案件リスト・カテゴリ A の要請案件リストは英語でしか公開されていない。

(答) 日本語で記載した「実施中案件リスト」、「カテゴリ A の要請案件リスト」から、英語の案件にリンクしています。

(コメント・質問) JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合に、「十分な時間的余裕を持って」(ガイドライン 2.1.7) 情報公開が行われたかどうかについて、運用実態が確認されていない。

(答) 記録で確認できませんが、相手国に必要事項は伝えています。

(コメント・質問) 情報公開の言語・様式について、「少なくとも相手国公用語により説明、資料配付、協議を行っている」としているが、公用語ではないが広く使われている言語・地域の人々が理解できる様式による資料の作成・公開について、運用実態が明らかでない。

(答) 「ステークホルダー協議を実施している案件は、少なくとも相手国公用語により説明、資料配付、協議を行っている」については、ステークホルダー協議を行う場合には、主たる参加者が理解できる言語によらないと会議が成り立たないため、当然相手国公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式により行われています。コンサルタントへの聞き取りによってもこれを確認しています。

#### ○ステークホルダー協議

(コメント) 現地ステークホルダーとの協議は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するためとされている。実際に現地ステークホルダーとの協議が、これらの目的に資するものであったのかが明らかでない。

(答) 現地ステークホルダーとの協議では、プロジェクトの案、環境社会配慮調査の方法等について、協議が行われることから、これらの目的に資するものと考えています。

(コメント) 現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組み(ガイドライン 2.2.2) について、「ガイドラインに従うことを確認しているとするが、ガイドラインへの一般的な遵守だけでなく、具体的にどのような場所・方法・時期に、誰を対象に協議を行うのかについて、相手国と協議・合意するべきではないか。

(答) 現地ステークホルダーとの協議の枠組みですので、具体的な方法等については、

個々のタイミングで行うことが適当と考えています。

(コメント・質問) ガイドラインはカテゴリ A 案件について、「開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う」(ガイドライン 2.2.4) としているが、運用実態が確認されていない。

(答) 案件調査のうち、開発調査については、全てのカテゴリ A 案件で、スコーピングの段階で、プロジェクトの案や環境社会配慮調査の方法等について、ステークホルダー協議が行われています(ガイドライン施行前案件、フォローアップ調査を除きます)。

(コメント) ガイドラインでは、M/P においても、カテゴリ A については必ず、カテゴリ B については必要に応じて、現地ステークホルダーとの協議を行うとされている(ガイドライン 3.2.3.3)。しかしながら本運用実態確認によれば、M/P では現地ステークホルダーとの協議が行われていないケースが「少なくない」とされている。具体的な案件数を明らかにした上で、その原因を分析していただきたい。

(答) ご指摘の点については、「マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクトが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない。」の記載についてと考えます。マスタープラン調査(M/P+F/S の場合を含む)で参加者層が確認できる案件のうち、カテゴリ A 案件 2 件については、現地ステークホルダー協議が行われています。カテゴリ B 案件 22 件のうち、18 件については現地ステークホルダー協議が行われており、残り 4 件についてはステークホルダーの範囲が特難しかったため、関連省庁や関連部局を対象として行っています。

(質問) カテゴリ B で協議記録作成が確認できない場合があるとされているが、これは協議の実施そのものが確認されていないのか、協議は実施されたが記録の所在が明らかではないとの趣旨か。

(答) カテゴリ B 案件で、報告書に、ステークホルダー協議の開催についての記載はあるが協議記録が記載されていないものがあるという趣旨です。

#### ○環境社会配慮の項目 (p. 17-19)

(質問) 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性(ガイドライン 2.3.1) について、どのような検討が行われたのか、明らかにしていただきたい。

(答) 「被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性」について、次のような検討が

行われています。

ニカラグア国マナグア市中長期上水道供給計画：関係者間で水配分を調整するため、水衛生委員会の設置を提言。

パラグアイ国輸出回廊整備計画：関係者間で利害調整を行うためのワークショップの開催を提言。

フィリピン国 CALA 東西道路事業化促進調査：住民移転等に伴う被影響者に対し、補償や支援策を提言する一方、本事業により多大なる恩恵を受ける大地主や開発業者に対し、道路用地の無償供出と沿道整備を行うよう提言。

(コメント・質問) ガイドラインは、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮するとされているが(ガイドライン 2.3.2)、運用実態が確認されていない。

(答) プロジェクトのライフサイクルにわたる影響については、廃棄物埋立処分場の安全閉鎖と改善のためのガイドライン等を作成した例があります(マレーシア国廃棄物埋立処分場の安全閉鎖及び改善に係わる調査)。

(質問) 『不確実性が大きいと判断される場合』として検討した例はない」とされているが、これは「不確実性が大きいと判断される場合」に該当する案件がなかったのか、あるいは判断されたが予防的措置が検討されなかったのか。

(答) 「不確実性が大きいと判断される場合」に該当する案件がなかったということです。

#### ○審査諮問機関への諮問 (p. 19-20)

(コメント) JICA ガイドラインに基づき環境社会配慮審査会が設置され、諮問・答申や報告を受けての議論が行われているが、その効果が分析されていない。今後ガイドラインの形が大きく変わり、事業準備と審査を整理する中で、審査諮問機関のあり方は大きな論点になるものと考え。したがって、審査会の設置が JICA による協力事業にもたらした効果について、JICA としての分析をまとめていただければ有用であると考え。

(答) 今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

#### ○カテゴリ分類 (p. 21-23)

(コメント・質問) 現行ガイドラインでは、カテゴリ分類において、相手国環境影響評価制度の適用を勘案しているが(ガイドライン 2.5.1)、不適切であると考え。これがどのように勘案されているのかを明らかにしていただきたい。

(答) カテゴリ分類に際しては、ガイドライン 2.5.1 にあるとおり、相手国の環境影響評価制度の内容のみならず、プロジェクトの規模、概要、立地とともに、ガイドライン 2.5.2 以下に示された環境社会影響の程度を踏まえて、JICA として判断を行っています。

(コメント・質問) M/P と F/S の双方を行う開発調査において、優先プロジェクトにカテゴリ A が含まれる可能性があるにも関わらず、M/P の段階ではカテゴリ B に分類されている案件があるが、ガイドライン上は「プロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う」、「複数の代替案を検討する場合は、それら代替案の中で最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類によるものとする」(ガイドライン 2.5.6)とされており、これは不適切な分類であると考えます。この取扱いの理由を明らかにしていただきたい。

(答) M/P と F/S の双方を行う開発調査において、M/P 段階については、調査の中で可能性のあるプロジェクトを具体化していく場合、優先プロジェクトがあらかじめ決まっていなかった場合は、カテゴリ B 又は C とし、調査が進捗し F/S 対象プロジェクトが選定された段階で F/S 対象プロジェクトのカテゴリ分類を行い、必要であればカテゴリの変更を行っています。また、M/P の中で、個別プロジェクト計画の具体化を行い、プロジェクトの代替案を検討する場合には、「複数の代替案を検討する場合は、それら代替案の中で最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類によるものとする」を適用することになります。

(質問) 事業実施中にカテゴリ分類を変更した事例について、その経緯、当初のカテゴリ分類の正当性を明らかにしていただきたい。また、カテゴリが B から A に変更された場合、事前調査・S/W 段階でのガイドラインの規定は実施されているのか。

(答) カテゴリ分類を変更した事例について、その経緯、当初のカテゴリ分類の正当性に関し、事例で説明します。

インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査(開発調査)

本案件では、バリ州における総合水資源開発・管理のための M/P を策定し、その中で選定された優先事業について F/S を実施したものです。当初は、後から選定されるダム計画を含め特定のプロジェクトが見込まれていたわけではなく、調査の中で需要と供給の検討を行った上で、優先プロジェクトを選定する調査であることから、カテゴリ B としておりました。M/P のドラフト段階で選定された F/S 対象事業の中に、大規模な多目的ダム建設計画、大規模な取水を行う給水事業が含まれており、これがカテゴリ A と分類されたため、カテゴリ A に変更しました。

カテゴリが B から A に変更された場合は、変更されたタイミング以降に、カテゴリ A の手続きで実施しています。

(コメント・質問) スクリーニング様式の記入について、運用実態が確認されていない(ガイドライン 2.5.7)。

(答) 要請書の提出にあたって、スクリーニング様式の記入を求めており、ほとんどの案件で、スクリーニング様式が添付されています。記入の状況は、ばらつきがあります。

#### ○参照する法令と基準（p. 23-24）

（コメント）国際基準等の参照につき、JICAは汚染基準値についてのみ国際基準を参照しており、社会配慮における世界銀行の業務政策などが参照されていない<sup>2</sup>。

（答）世界銀行、アジア開発銀行の住民移転政策を参照した場合もあります（フィリピン国 Cavite-Laguna（CALA）東西道路事業化促進調査）。

（コメント）ガイドラインは、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮の上で重要であることに留意するとしているが（ガイドライン 2.6.4）、本運用実態確認では、相手国の実施体制の強化の問題として取り上げられている。相手国の実施体制についてはガイドライン上別の規定があり（ガイドライン 2.8.1、別紙 1 対策の検討 2 等）、ガバナンス概念の把握が狭すぎるものとする。

（答）実施体制はガバナンスの大きな要素と考えています。また、実施体制以外にも、異議申立メカニズムについて記載している場合もあります（カンボジア国第二メコン架橋建設計画）。

#### ○社会配慮と人権への配慮

（コメント・質問）紛争国・紛争地域等での事業において、特別な配慮が確認されなかったとされている。具体的に紛争国・紛争地域等での事業にあたる案件を特定し、特別な配慮が行われなかった原因を分析していただきたい。

（答）紛争国・紛争地域等での事業としては、以下の事例があります。

アフガニスタン マザリシャリフ市復興支援調査

施設規模が大規模ではないプロジェクトであり、なおかつ、紛争地域といっても通常の開発プロセスに移行しつつある地域を対象としています。現地踏査により現地の状況を確認し、プロジェクトに伴う諸活動によって紛争状態の活性化や人権問題が生じるような事態は想定されなかったため、特別な配慮は必要ありませんでした。

（コメント）人権問題が指摘されている国において、情報収集やステークホルダー協議における NGO の招待が、どのように人権に対する配慮につながったのかが明らかでない。

（答）同案件では、建設労働者の人権の尊重の確認について記載しています（グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト）。

<sup>2</sup> JBIC は参照すべき国際基準として、非自発的住民移転や先住民族に関する世界銀行の業務政策を挙げている。

## ○JICA の意思決定

(コメント) ガイドラインに基づく JICA の外務省へのコメントは、あまりに一般的・画一的であり、外務省による意思決定に資するという制度の意義を没却するものと考え。

(答) ご指摘が、要請確認段階の外務省への提言内容とすれば、どのような影響が考えられるか、影響の程度を伝えることを意識して提言を行っています。

## ○相手国政府に求める環境社会配慮の要件 (p. 28-30)

(コメント) 別紙 1 に関する本運用実態確認は、別紙 1 の役割を誤解しているものと考え。別紙 1 は相手国が実施するプロジェクトが満たすべき要件であり、JICA による協力事業が満たすべき要件ではない (ガイドライン 1.3.3、1.6.2、1.5.1)。したがって、別紙 1 の運用実態を確認するためには、相手国が計画・実施するプロジェクトの環境社会配慮について調査が行われるべきであり、JICA 報告書からは別紙 1 の運用実態は分からないはずである。

(答) 別紙 1 は、JICA による協力事業における環境社会配慮の支援と確認に際して用いられます。このため、JICA 協力事業の報告書を基に確認しました。

(コメント・質問) 本運用実態確認は、別紙 1 について部分的にしか実態確認を行っていない。別紙 1 の全ての項目について、運用実態を明らかにしていただきたい。以下は、現状で明らかな情報に基づくコメントである。

(答) 別紙 1 の項目については、各項目について説明していますが、さらに補足すると次のとおりです。

### 基本的事項

計画段階における代替案や緩和策の検討を行っています。できるだけ早期から検討を行うよう、マスタープラン段階でも検討を行っています。

### 非自発的住民移転

住民移転計画のフレームワーク作成にあたって、ステークホルダー協議において協議を行っています (カンボジア国第二メコン架橋建設計画)。

(コメント) 環境社会関連費用・便益の定量的分析が十分行われていない

(答) 運用実態は報告に記載のとおりですが、定量的評価を行っている事例として「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」があります。

(コメント) 制度整備について検討している案件が少ない。

(答) プロジェクトレベルで検討しているため、制度整備までの検討を必要とする案件が必ずしも多くないと理解しています。

(コメント・質問) 禁止されている自然保護地域における事業が行われている。この事業について、具体的な内容と、指定地域での事業にも関わらず問題ないと判断した根拠を明らかにしていただきたい。

(答) 計画地域に自然保護のために指定した地域が含まれる場合は、「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例があります。

「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例に見ると、同国では、自然保護区について6段階のゾーンが設定されています。最も規制の厳しいCore Zoneではほとんどの開発行為が禁止されますが、Multiple-use Zoneでは放牧や植林、観光開発が許可されています。同国では国土面積の26%がなんらかの自然保護ゾーンに指定されているため、本M/Pのように全国を対象とした計画の場合、保護区内に施設線形を設定せざるを得ない場合があります。実際の施設立地を検討する際には、相手国政府が定める法規制の範囲内で、できるかぎり影響の少ないゾーンとなるよう検討を進めることとなります。

(コメント・質問) 社会的合意について、ステークホルダー協議がどのようにプロジェクト内容に反映されたかが明らかでない。

(答) ステークホルダー協議で出された意見を報告書に反映した事例を以下に示します。

「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェィストピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェィストピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGOをパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェィストピッカーの特定及び具体的支援策の検討を進めること等を記載しました。

「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」

ステークホルダー協議で提案した複数の優先事業のうち、灌漑目的の堰の建設事業については、協議に参加した住民から反対意見が出されたことから、協議結果を尊重して事業計画から除外しました。

(コメント・質問) プロジェクトが先住民族に影響を与える場合において、どのように先住民族の合意が得られるよう努めたのかが明らかでない。

(答) 先住民族への重大で望ましくない影響のある案件はありませんが、ステークホルダー協議においても説明を行っています(グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト)。

○スキーム別手続：要請段階 (p. 31-32)

(質問) 要請時情報公開についてコメントを2件受理したとしているが、これらコメントはどのように取り扱われ、JICAによる意思決定に反映されたのか。

(答) 平成19年度上半期までに、2件のコメントを受領しました。JICAからは応答していません。また、要請確認段階の意思決定に反映するしないを検討するような内容のコメントではありませんでした。

(コメント・質問) カテゴリ分類について、照会だけでは情報が不十分と判断された案件の有無が明らかでない。

(答) 環境社会配慮面のみをもって、「照会だけでは不十分と判断される場合」とした案件はありません。

(コメント・質問) 外務省による案件採択後、カテゴリ分類とその根拠を公開しているとしているが、公開されていない案件も存在する<sup>3</sup>。実際に公開されているのは何件か。

(答) 17年度、18年度、19年度上半期までの採択案件については、既にホームページ上で公開されております。ご指摘の、アフガニスタン国カブール首都圏開発計画調査につきましては、今年度下半期になって採択されたため、公開の作業中です。

(コメント・質問) 外務省への提言内容を公開しているとするが、ウェブサイト上には見当たらない。どのように公開しているのか。

(答) 17年度、18年度、19年度上半期の国際約束案件リストの、「Reason of Categorization (Recommendations to MOFA)」の欄に記載しております。なお、17年度のリストにつきましては、このセルの記載の中で「(Recommendations to MOFA)」が漏れておりましたので、修正させていただきます。

#### ○スキーム別手続：開発調査 (p. 32-35)

(コメント・質問) 事前調査において予備的スコーピングを実施せず、又はTOR案を作成しない案件があるのか。件数とその理由を明らかにしていただきたい。

(答) 2004年度以降の要請案件の場合は、事前調査を行った場合は、予備的スコーピング、TOR案作成を行っています。

(質問) 事前調査報告書が公開されているものと公開されていないものがあるのはなぜか。

<sup>3</sup> 例えば、アフガニスタン・カブール首都圏開発マスタープラン調査について、カテゴリ分類の根拠が公開されていない。<http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/profile/afg02.html>

(答) 事前調査を行っていない場合がありますが、この場合以外は、報告書が公開されています。

(質問) M/P において、前半で IEE の TOR 案検討もしくは代替案の比較を行い、広範で IEE を実施するとしているが、その具体的なプロセスを明らかにしていただきたい。

(答) この場合は、調査の前半で IEE の TOR 案検討を行います。これに基づき、調査の後半で IEE レベルの環境社会配慮調査を行います。代替案の設定の検討は、調査の前半に行う場合、前半から中間段階にかけて具体化していく場合があります。

(質問) M/P から F/S を引き続き行う調査における業務と環境社会配慮の流れを説明していただきたい。

(答) M/P から F/S を引き続き行う調査の場合には、M/P のドラフトを作成し、その後 F/S を行う場合が多くありますが、M/P の完了後に F/S を行う場合もあります。環境社会配慮については、M/P 段階については、ガイドライン 3.2.3 に従い、F/S 段階については、ガイドライン 3.3.3 に従います。

(コメント・質問) 連携 D/D の報告書について、完成後速やかに公開されていない。入札関係情報が含まれるとなぜ公開できないのか。入札関係情報を取り除いた上で公開することはできないのか。

(答) 入札の競争性確保のため、入札関係情報は入札終了まで非公開とする必要があります。連携 D/D の報告書については、入札関係の情報が多く含まれており、これを除くと内容のあるものにならないので、報告書全体を一定期間非公開としたうえで公開しております。

#### ○無償資金協力のための事前の調査 (p. 35)

(質問) 「予備調査等を通じて確認」について、具体的にどのようなスキームを用いて何を確認しているのか明らかにしていただきたい。

(答) ガイドライン 3.5.1.1、3.5.2.1 の「予備調査等を通じて確認」については、通常、予備調査、時に相手国の環境影響評価を用いて、適切な環境社会配慮が行われているかを確認しています。

(質問) 基本設計調査において行う「確認」とは何か。

(答) 基本設計調査では、線形や施設形状が具体化されるので、これに伴い必要となる確認を行います。

(コメント・質問) 基本設計調査報告書について、完成後速やかに公開されていない。入札関係情報が含まれるとなぜ公開できないのか。入札関係情報を取り除いた上で公開することはできないのか。

(答) 入札の競争性確保のため、入札関係情報は入札終了まで非公開とする必要があります。基本設計調査報告書については、入札関係情報が一部含まれるため、これを取り除いた上で速やかに公開する予定です。

#### ○フォローアップ (p. 36)

(質問) フォローアップのための調査が行われた案件は何件か。また、フォローアップのための調査を行う案件の選定方法を教えていただきたい。

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。  
フォローアップ調査は、相手国の要請等に応じ、必要な場合に行われています。

(質問) フォローアップによる確認結果を教えていただきたい。

(答) フォローアップ調査の報告書をご参照下さい。

(質問) 協力事業終了後の予期せぬ環境社会影響について、(1) 指摘の有無、(2) 現地調査の有無、(3) 問題把握の有無、(4) それぞれ存在する場合にはその具体的内容、について明らかにしていただきたい。

(答) 予期せぬ環境社会影響の指摘例はありません。

#### ○セクター別の傾向 (p. 37-43)

(コメント・質問) 別紙 2 に記載されている影響を及ぼしやすいセクターに分類される案件が、カテゴリ B に分類されているケースが多数ある。それぞれについて、案件名を明示し、カテゴリ B に分類された根拠を示していただきたい。

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

## 千吉良委員からのご質問・コメントに対する回答

### 【コメント】(JICA/ JBIC 共通)

1) 様々な Good Practice が紹介され、こういった情報の公開によりガイドラインが一層わかりやすくなり、今後の開発が参照すべきベンチマークとなることから、これらの報告書を評価したいと考えます。但、敢えて申し上げれば、以下の点についてご考慮頂ければ更に良いと思います。

2) 外部専門家による分析・意見と、内部調査による分析・意見との境界が不明確である様に感じます。可能なら外部専門家の報告書をそのまま公表の方が客観性・信頼性が高まると思います。また、外部専門家に『ガイドラインに明白に違反した運用』の有無を結論してもらうと良いと思います。

(答) JBIC 経協業務での実施状況を調査するに当たっては、外部専門家に当行の関係資料をご覧いただいた上で、実施状況について整理・分析していただきましたが、本調査の実施主体は当行です。なお、当該外部専門家からは、ガイドラインに明白に違反した運用があったとのご指摘はいただいておりません。

JICA の運用実態の確認を行うにあたっては、コンサルタントにより案件の報告書等を踏まえてガイドラインの運用実態について整理・分析していますが、コンサルタントが作成した報告書はありません。報告の説明責任は JICA が負っています。なお、コンサルタントからは、その作業の範囲内ではガイドラインに明白に違反した運用は報告されておられません。

3) JICA ガイドライン 2.10 に『本ガイドライン運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる』とありますが、『運用上の課題』に関する記載が少なかった様に思います。(JBIC も同様)

(答) 事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

4) 現行ガイドラインの運用開始に伴って、それ以前と比較してどういった変化が生じたのかという点の分析が少ない様に思います。斯かる分析は今後更なる改訂を重ねる上で、それがどの様な効果をもたらすかを予測する材料になると考えられ、可能な限り項目別に詳細な比較分析を行うと良いと思います。但、この『効果』はプラスの効果のみならずマイナスの効果にも目を向けるべきだと思えます。例えば、開発主体にとって使い難いガイドラインとなり、JICA/ JBIC の利用が敬遠される要因になっているとすれば、すばらしいガイドラインを作った意義も薄れてしまう可能性があります。

(答) 現行ガイドラインの運用開始に伴う効果については、例えば、JICA が行う協力事業の環境社会配慮調査・審査に関する透明性が高まり、アカウンタビリティが強化されたことや、審査を通じて、協力事業の環境社会配慮調査の質が向上したことなどが挙げられます。いずれにしろ、事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

5) JICAガイドライン 2.10 に『改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う』とあります。この委員会に開発途上国の政府やNGOが参加していないことから、斯かる調査報告に彼らの意見をインタビューやアンケートで反映させておくべきではないかと考えます。(JBICも同様)

(答) 運用実態確認、実施状況調査の英文版は近々公表する予定であり、開発途上国の政府関係者やNGOからも意見をいただく方向で検討します。

#### 【質問】

Q1) 【JICA/JBIC 共通】 調査報告の作成方法に関し、『外部専門家を活用して確認した』とありますが、外部専門家は『ガイドラインの遵守状況の確認』まで行っているのでしょうか？

(答) JBIC 経協業務に係る実施状況調査は、ガイドラインの遵守状況の確認を明確な TOR としてはいっていませんでしたが、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認し、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

JICA の運用実態確認作業においては、コンサルタントに対しガイドラインの遵守状況の確認を明確な TOR としてはいっていませんでしたが、ガイドラインに定められている諸事項の運用実態につき整理・分析しています。

Q2) 【JICA/JBIC 共通】 現行ガイドラインの導入前後における援助要請件数の推移をご教示下さい。(全体、地域別、セクター別、他の援助機関における件数推移との比較、等を可能な範囲で。)

(答)

平成15年度から平成17年度までの開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクトの要請案件数をスキーム別にまとめた表を示します。

(単位：件)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開発調査	137	136	194
無償資金協力	562	407	491
技術協力プロジェクト	720	504	625

(注) 当該年度での案件開始を想定して要請されたものの合計であり、各年度に要請された案件数とは異なります。

平成 14 年度から平成 16 年度までの円借款の主要な供与国（インドネシア、中国、インド、フィリピン、ベトナム）の要請件数をまとめた表を示します。

(単位：件)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
円借款	76	81	59

Q3) 上記につき不自然な変化が見られる場合、その要因（含む環境社会配慮以外）をご教示下さい。

(答) 援助要請件数の変動要因は、途上国の開発ニーズの変化、途上国政府の財政事情、候補案件の発掘・形成状況、現地 ODA タスクフォースによる検討、日本側の考える重点開発課題、案件の規模等、様々なものが考えられ、要因の特定は困難です。

Q4) 【JICA/JBIC 共通】 現行ガイドライン導入前後において、環境社会配慮の観点から否認になった案件数の推移及び主要な否認理由（変化があればそれについても）をご教示下さい。

(答) JBIC 経協業務では、環境社会配慮に何らかの懸念が認められる事業については、本格的な検討に入る前の初期段階から相手国政府に適切な対応を求める場合が多いため、正式な環境レビューの段階に至って否認になった事例はありません。

JICA では、現行ガイドライン導入後に、環境社会配慮の観点から協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言を行った例はありません。

Q5) 【JICA】 JICA の採択案件数が 17 年度→18 年度で▲124 件も減少した要因をご教示下さい。

(答) 採択案件数の減少は、JICA 予算の縮減、17 年度からの継続案件が多かったこと等が影響しているものと思われます。

Q6) 【JICA】 JICA P.28 3.11 (1) 基本的事項に『多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している』とありますが、ガイドライン別紙 1 によれば『環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で』とあり、ガイドライン通りではなかったということでしょうか？ そうであればその様な運用になってしまった理由をご教示下さい。

(答) 例えば、開発調査「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」では、環境社会関連の費用・便益を定量的に評価した結果を基に、フィージビリティ調査対象事業の選定を試みており、ガイドラインに基づき、協力事業において「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め」ています。

## 大西委員からのコメントに対する回答

### ○ 調査方法について

レビューにあたって、ガイドラインの実施状況を確認するだけでは十分でなく、ガイドライン実施したことを踏まえて、その課題を明らかにし、現行のガイドラインが適切かつ十分なものであったかについて、総括的に評価すべきです。

また、運用実態確認の方法として、「作成された案件の報告書及びその後の関連情報を基に確認を行った」（JICA P2）、「JBIC 資料及び JBIC のウェブサイト上の公開情報等に基づき」調査を実施した（JBIC P5）、としています。上述の評価をするにあたっては、現地政府や被影響住民、NGO 等への聞き取り調査やスタッフ等への調査を行うことが望ましいと考えます。

（答）事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。運用実態、実施状況確認の方法については、JICA、JBIC 作成の報告に関する今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

### ○ 具体的事業案件名が不明。

報告書には、具体的な事業案件名の記載がありません。外部の者が当該調査の内容を客観的に検証できるようにするためにも、具体的な事業案件名を記載すべきです。

（注）ODA という公的資金を利用してなされているものであり、公開が原則。仮に非公開にする必要があるのであれば、その理由を明示していただきたい。

（答）別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

### ○ 抽象的な書き振りのため、実施状況の把握及び評価が困難。

ガイドラインの実施状況や実施方法について、抽象的に「～するケースが多い」や「～といった例もある」といった表現が極めて多く、具体的な該当件数等、実施状況の把握・客観的評価をする上で必要な情報が欠けています。抽象的な表現をなくし、適切に実施されたのか否か、もし適切に実施されていない案件があれば、具体的な件数を明示した上で、説明を行い、それについて評価をすべきです。

（答）別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。また、具体的な該当件数等について他にもご質問いただいているところ、それらに対する回答をご参照いただけますと幸いです。

○ ステークホルダー協議に関する情報の不足、協議の質及び効果に関する評価の欠如。ステークホルダーとの協議や意見交換を行ったという事実関係（JICA P15-17、JBIC P32-34）だけではステークホルダーとの間で十分な調整がなされたとは言えません。十分なステークホルダーの参加が得られたか、ステークホルダーの意見がどのようなかた

ちで各プロジェクトに反映されたか、といった、協議自体の質・内容面での評価が必要と考えます。

(答) JBICによる各案件のアプレイザル時にはステークホルダーとの協議の質・内容についても審査していますが、今回の調査では、各案件のステークホルダー協議の質・内容面について再度評価するというより、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

JICAの調査では、カテゴリ A 案件については、現地住民を含む十分なステークホルダーの参加が得られたことを報告書等で確認しています。

また、ステークホルダーから出された意見については、相手国実施機関との協議を経て、適宜報告書に反映しています。ステークホルダーからの意見を報告書に反映した主な案件名とその内容を以下に示します。

#### 「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェストピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェストピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGO をパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェストピッカーの特定及び具体的支援策の検討を進めること等を記載しました。

#### 「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」

ステークホルダー協議で提案した複数の優先事業のうち、灌漑目的の堰の建設事業については、協議に参加した住民から反対意見が出されたことから、協議結果を尊重して事業計画から除外しました。

## 北村委員からのコメントに対する回答

### 【スケジュール】

●本年10月1日以降、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援手法が新JICAという一つの機関の下に実施される。そのため、JICA・JBIC間で、現在、統合に向けた各種制度設計等の検討が進められているところであるが、環境社会配慮についても、新JICA発足以降は統一された新GLに基づいて行うことが望ましく、組織統合の観点からも重要。有識者委員会における作業も、10月1日からの新GL施行を念頭に精力的に進めることが適当。

(答) 本年10月1日からの新ガイドライン施行を目指し、本委員会で十分にご議論いただきたいと思います。

### 【教訓の抽出と新GLへの反映】

●世界有数の援助機関となる新JICAが備えるべきGLは、環境社会配慮の責務を果たすべく、総合的に見て、現行GLよりも後退することがあってはならない。

●第1回有識者委員会で配布された「JICAの運用実態の確認報告」及び「JBIC実施状況調査」については、いずれも内容が抽象的な記述にとどまっているとともに、運用面での問題点、課題が十分記述されておらず、実態の把握という観点からは必ずしも十分とはいえない。一方、有識者委員会としては、これら報告書の内容を個別具体的に検証することもさることながら、そこから得られる「教訓」を踏まえて新GLはどうあるべきかという議論により精力を割くべきであると考えられる。かかる観点から、JICA・JBICにおいては、現行GLの運用状況を踏まえて得られる「教訓」の抽出を適切に行っていただきたい。

(答) 今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。また、事務局の視点での新JICAガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

### 【情報提供】

●新GL策定に当たっては、関係者間の議論を十分に踏まえることが重要であり、そのために必要な情報は、事情の許す限り、最大限かつ積極的に提供いただきたい。

(答) 本委員会でご議論いただくために必要な情報については、今後とも可能な限り提供させていただきます。

## 早水委員からのコメントへの回答

1. 特にJICAの報告については、〇〇が多い、△△の例がある、などの記述が多く、そうでない事例について適切に対処されているのかがわからないし、記述された事例も少ない。実施状況についてはなるべく具体的に数字や事例を明示して記述するとともに、例えば何らかの事情でガイドラインのとおり実施されなかった事例などがあるのであれば、それを記述して分析し、課題を抽出することが必要と考える。

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

2. 特にJICAの報告書では、ガイドラインに示された項目についての分析が十分でないものが多く、充実させることが必要と考える。(例えばp23の3.6参照する法令と基準についての項目ごとの事例紹介と分析、p28の3.11相手国政府に求める環境社会配慮の要件についての項目ごとの事例紹介と分析。特に(8)のモニタリング。)

(答) 別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

3. JICAの報告のセクター別の傾向の分析は、内容が薄く、一般的な記述なのか事例の分析なのか、全てに行われたのか単なる事例なのかなど、わかりにくい点が多い。もう少し具体的に記述し、分析すべきではないか。

(答) さらに検討させていただきます。別添に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照下さい。

4. 両報告書とも、実施結果が淡々とまとめられているが、これらの報告は、実施状況から課題を抽出し、新ガイドラインに反映させるために行われるものである。このため、実施状況からどのような課題が抽出されたか、その背景はどうなのか、どのように改善すべきかなどについて、項目ごとにまとめることが適当と考える。

(答) 事務局の視点での新JICAガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

5. JICA報告書p20にあるように、JICAの環境社会配慮審査会(第1期)においては、2006年8月に「まとめ」が報告され、効果及び今後の課題が示されている。その後1年半の間にどのように対応したのか、改善したのかについても記述することが適当と考える。

(答) 今後の委員会での議論も踏まえて検討させていただきます。

## 山下委員からのご質問・コメントに対する回答

### 2 J B I C環境ガイドライン実施調査に対するコメント

(1) 19P「負の影響の回避・最小限化等のための代替案の検討、緩和策・代償のための必要な方策については、主に環境管理計画やモニタリング計画の中で検討されている。各影響項目における詳細な検討については、実際には供与後の詳細設計調査の中で実施されるケースが多い。」の記載について

→ 環境の影響を回避、最小限化する代替案及び緩和策については、対象国と出来るだけ早期に検討を進め具体化することが実行率を高めるうえから肝要。この文書からは各行程における代替案及び緩和策の検討状況・実行状況が理解できないが、アプレイザル時までには影響項目の詳細な検討を終了させることは可能か？

(答) アプレイザル時までには代替案や緩和策について検討し、必要な対策について協議の上、アプレイザル時に合意しますが、さらに詳細な内容については、融資承諾後の詳細設計時に確認する場合があります。

(2) 22P「また社会面においては、用地取得・住民移転の最小化等の観点から検討されているケースが多い。」の記載について

→ この記述は用地取得・住民移転の最小限化が必要にも拘わらず、それが検討されていない案件があるとの趣旨か。代替案の検討が適切に実施されているとの評価は利害関係者の評価か。

(答) 社会面からの代替案の検討について、例えば「漁業活動への影響」の観点で検討された港湾案件などに比べて、「用地取得・住民移転」の観点で検討された案件が多いという趣旨であり、「用地取得・住民移転」の観点での検討が必要な案件で、検討がなされていないものがあるということではありません。また、代替案の検討が適切に実施されているとの評価は、本調査の実施を委託した外部専門家によるものです。

(3) 31P、32P「カテゴリBにおいても国内法を踏まえEIAを実施している案件については、環境管理計画、モニタリング計画が作成されている案件が多い。」の記載について

→ EIAを実施している案件は、環境影響が大きい案件と認識するが、環境管理計画、モニタリング計画を作成しなくても良いのか。

(答) ガイドライン上、カテゴリBについてはEIAの実施を義務付けておりませんが、国内法に従ってEIAを実施している案件があり、その中には少数ながら環境管理計画やモニタリング計画を作成していない案件がありました。そのような場合でも、本行は環境影響項目とそれらのモニタリング方法の確認を行っています。

(4) 36P「地域住民からの用地取得・住民移転の実施及びモニタリングのための相談窓口や異議申し立て制度を設け、コミュニティの参加促進を図っている事例も多い。」の記載について

→ ガイドラインでは、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案～コミュニティの適切な参加が促進されなければならない。」と記載されているが、コミュニティの参加促進を図っていない案件があることは、問題ではないか。

(答) コミュニティの参加を促進する方法は様々ですが、その中で相談窓口や異議申し立て制度という方法を採用する例が多いという趣旨であり、コミュニティの参加促進を図っていない案件があるという趣旨ではありません。

### 3 JICA環境ガイドライン実施調査に対する意見

(1) 10P「JICAから相手国に提供される文書は、英語またはスペイン語の場合が多いが、多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある。」の記載について

→ 現地語で作成している例は、住民説明会、情報公開用ポスター、ブックレット全体のどの程度の割合を占めるのか。

ガイドラインでは「環境影響評価において作成される各種文書や報告書の説明は、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されなければならない。」と記載されており、本事項を徹底すべき。

(答) ステークホルダー協議時や住民説明会の資料は現地語で作成されています。情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例として、以下の案件があげられます。

「インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査」

「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」

「ネパール国カトマंडू盆地都市廃棄物管理計画調査」

「アフガニスタン国マザリシャリフ市復興支援調査」

「コスタリカ国橋梁復旧計画・維持管理能力向上支援調査」

「シリア国ダマスカス市新規水源開発計画基本設計調査」

(2) 10P「多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている」の記載について

→ 相手国の制度において情報の公開が求められていない案件については、JICAとして公開を求めているとの趣旨か。

(答) 相手国の制度において情報公開が求められていない場合であっても、現行ガイドラインに従って相手国政府等に情報公開を求めています。

(3) 24P「多くの案件で相手国の環境影響評価制度を確認し、環境関連法令と照らし合わせた上で、相手国の環境関連機関との協議・確認を行っている。」の記載について

→ 相手国の環境影響評価制度を確認していない案件とは、どのような案件か。またこの趣旨は何らかの困難な事情があり確認を実施していないとのことか。

(答) 運用実態の確認結果によると、60件の内49案件において、報告書で対象案件の相手国制度上の取扱を記載しています。

「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」における案件調査の対象案件一覧表

開発調査-カテゴリA

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
Bangladesh	パドマ橋建設計画プロジェクト	道路・鉄道・橋梁
Cambodia	プノンペン市廃棄物管理計画調査	廃棄物管理
Cambodia	第二メコン架橋建設計画	道路・鉄道・橋梁
Guatemala	国際空港改善・新設計画調査プロジェクト	空港
Indonesia	バリ州水資源開発・管理総合調査	水資源
Nepal	アッパーセティ水力発電計画	水力発電・ダム・貯水池
Nepal	カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査	廃棄物管理
Philippine	マニラ首都圏中心地域排水機能向上計画調査	都市排水
Philippine	Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査	道路・鉄道・橋梁

無償の事前の調査-カテゴリA

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
Cambodia	国道1号線プノンペン・ネアクル間道路改修計画	道路・鉄道・橋梁
Syrian Arab Republic	ダマスカス市新規水源開発計画基本設計調査	水資源

開発調査-カテゴリB

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
Afganistan	マザリシャリフ市復興支援調査	道路・鉄道・橋梁
Albania	ティラナ首都圏下水システム改善計画	上水道・下水道
Bangladesh	大マイティン圏小規模水資源開発計画調査	水資源
Bhutan	地方電化マスタープラン調査	
Cambodia	プノンペン市上水道整備計画調査(フェーズ2)	上水道・下水道
Cambodia	全国道路網開発調査	道路・鉄道・橋梁
Cambodia	シムリアップ/アンコール地域持続的振興総合計画調査	地域開発
China	青海省環西寧圏総合観光開発計画	
Costa Rica	橋梁復旧計画・維持管理能力向上支援調査	道路・鉄道・橋梁
Cuba	中央地域持続的稲作技術開発計画調査	農業
India	ゴア州上下水道強化計画	上水道・下水道
Indonesia	東カリマンタン州持続的炭炭開発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査	火力発電
Indonesia	南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査	地域開発
Indonesia	ジャワ・バリ地域発電設備運用改善計画調査	火力発電
Indonesia	北スマトラ沖大地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム・インド洋津波復旧・復興支援(バンダアチェ市緊急復旧・復興支援プロジェクト)	地域開発
Iran	テヘラン市上水道システム耐震性強化計画調査	上水道・下水道
Iran	コレスタ州洪水・土石流対策計画調査	河川・砂防
Iran	アンザリ湿原総合生態系保全総合管理計画調査	
Kazakhstan	総合物流システム向上計画プロジェクト	
Laos	北部小水力発電計画策定調査	水力発電・ダム・貯水池
Madagascar	南部地域における自立的・持続的飲料水供給計画	上水道・下水道
Malaysia	廃棄物埋立処理場の安全閉鎖及び改善に係る調査	廃棄物管理
Mexico	ユカタン半島東部沿岸地域衛生環境管理計画調査	廃棄物管理
Micronesia	ポンペイ空港改善計画	空港
Nicaragua	マナグア市中長期上水道施設改善計画	上水道・下水道
Oman	全国港湾開発戦略調査プロジェクト	港湾
Pakistan	全国総合交通網計画調査	道路・鉄道・橋梁
Palestine	パレスチナ・ジェリコ地域開発	地域開発
Paraguay	輸出回廊整備計画	
Romania	黒海南部沿岸海浜保全計画調査	
Solomon	上下水道改善復興計画	上水道・下水道
Sri Lanka	電力セクターマスタープラン	火力発電
Tajikistan	ピヤンジ河自然災害予防計画	河川・砂防
Tanzania	ムワンザ・マラ州水供給計画	上水道・下水道

無償の事前の調査-カテゴリB

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
Afganistan	カンダハル・ヘラート間幹線道路整備計画	道路・鉄道・橋梁
Bangladesh	第二次ダッカ市雨水排水施設改良計画	都市排水
Bolivia	ボリビア国コチャバンパ灌漑施設改修計画	農業
El Salvador/Honduras	エルサルバドル国・ホンジュラス国 日本・中米友好橋建設計画	道路・鉄道・橋梁
Indonesia	持続的沿岸漁業振興計画	水産業
Micronesia	ウエノ港整備計画	港湾
Palau	首都圏基幹道路改修計画	道路・鉄道・橋梁

「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」における案件調査の対象案件一覧表

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
Saint Vincent	オウイア水産センター整備計画	水産業
Solomon	アウキ市場建設・埠頭修復計画	港湾
Tanzania	オイスターベイ送配電施設強化計画	
Tajikistan	ドゥスティ〜ニジノピヤンジ間道路改修計画	道路・鉄道・橋梁
Vanuatu	サラカタ川水力発電所建設計画（第三期）	水力発電・ダム・貯水池

技プロ-カテゴリB

国名	案件名	5. セクター別の傾向 に示すセクター
El Salvador	地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト	廃棄物管理
Panama	パナマ行政区廃棄物管理計画	廃棄物管理
Vanuatu	ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト	廃棄物管理

**「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」における案件名又は表現の説明**  
(基本的に案件調査を対象として記載しています。)

ページ	項	運用実態報告の記述	事例の案件名又は表現の説明
9	2.2 (2)	IEE/EIAや環境関連法制度にかかる講義・ワークショップを始め事例紹介、現地視察会等を実施している。	「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」 「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
9	2.2 (2)	個別専門家の派遣例がある。	フィジー国派遣個別専門家「環境影響評価」
9	2.2 (3)	開発調査のフィージビリティ調査では、あるプロジェクトを実施するかまたは他のプロジェクトを行う（またはプロジェクトを実施しない場合）かをプロジェクトの構想段階で比較検討している場合がある。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
10	2.3 (1)	多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある。	ステークホルダー協議時や住民説明会の資料は現地語で作成されています。  情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例： 「インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査」「ネパール国アッパセティ水力発電計画」「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」「アフガニスタン国マザリシャリフ市復興支援調査」「コスタリカ国橋梁復旧計画・維持管理能力向上支援調査」「シリア国ダマスカス市新規水源開発計画基本設計調査」
10	2.3 (1)	多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている。	相手国による環境影響評価の状況が報告書に記載されている案件数は、開発調査10件、無償資金協力の事前の調査8件、技術協力プロジェクト1件です。 これらについては、相手国の制度による情報公開が行われていると考えています。
10	2.3 (1)	ステークホルダーによる環境影響評価文書へのアクセスが可能と考えられる。	記録が行われていませんが、相手国の制度で情報公開を義務付けている場合が多いこと、相手国に必要事項は伝えていることから、「アクセスが可能であると考えられる」と記載しています。
15	3.1 (3)	プロジェクトのホームページを開設し、プロジェクト情報、ステークホルダー協議の議事録を掲載した例、現地語のパンフレットを作成した例がある。	プロジェクトのホームページを開設した事例： 「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」  現地語のパンフレットを作成した事例： 「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「イラン国アザリ湿原生態系保全総合管理計画調」「ソロモン国上下水道改善復興計画」「アフガニスタン国カンダハル・ヘラート間幹線道路整備計画」
15	3.1 (4)	ステークホルダー協議を実施している案件は、少なくとも相手国公用語により説明、資料配布、協議を行っている。	「ステークホルダー協議を実施している案件は、少なくとも相手国公用語により説明、資料配付、協議を行っている」については、ステークホルダー協議を行う場合には、主たる参加者が理解できる言語によらないと会議が成り立たないため、当然相手国公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式により行われています。コンサルタントへの聞き取りによってもこれを確認しています。

16	3.2 (1)	ステークホルダーからの意見聴取の方法として、フォーカス・グループ・ディスカッション、パブリックコメントを行っている例	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「グアテマラ国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」、「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「イラン国アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」
16	3.2 (3)	広報はカウンターパート機関や自治体を通じて、ステークホルダー協議の開催通知を配布するケースが多く	「バングラデシュ国大マイムン圏小規模水資源開発計画調査」「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「コスタリカ国橋梁復旧計画・維持管理能力向上支援調査」「グアテマラ国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「インド国ゴア州上下水道強化計画」「インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査」「ミクロネシア国ポンペイ空港改善計画」「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」「ネパール国カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査」「ニカラグア国マナグア市中長期上水道施設改善計画」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「ルーマニア国ルーマニア黒海南部沿岸海浜保全計画調査」「スリランカ国電力セクターマスタープラン」「エルサルバドル国・ホンジュラス国 日本・中米友好橋建設計画」「ソロモン国アウキ市場建設・埠頭修復計画」「タジキスタン国ドゥスティ〜ニジノピヤンジ間道路改修計画」「バヌアツ国サラカタ川水力発電所建設計画（第三期）」
16	3.2 (3)	新聞、ラジオなどのメディア媒体、自治体の広報車・掲示板を活用する例	「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「ミクロネシア国ポンペイ空港改善計画」「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」「ルーマニア国黒海南部沿岸海浜保全計画調査」「スリランカ国電力セクターマスタープラン」「エルサルバドル国・ホンジュラス国 日本・中米友好橋建設計画」「ミクロネシア国ウエノ港整備計画」「バヌアツ国バヌアツ共和国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト」
16	3.2 (4)	カテゴリBとした案件においても多くの案件で現地ステークホルダー協議（セミナー、ワークショップを含む）を実施している。	表3-1をご参照下さい。また、正誤表もご参照下さい。 ご参考に、ステークホルダー協議を開催した案件45件の、開催回数は次のとおりです。 1～3回：25件、4～6回：8件、7～9回：6件、10回以上6件
16	3.2 (4)	各段階において、複数のサイトで協議を実施した例もある。	「バングラデシュ国パドマ橋建設計画プロジェクト」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「グアテマラ国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「キューバ国中央地域持続的稲作技術開発計画調査」「バングラデシュ国大マイムン圏小規模水資源開発計画調査」「インドネシア国東カリマンタン州持続的石炭開発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査」「イラン国アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」「ミクロネシア国ポンペイ空港改善計画」「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」「ネパール国カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査」「パラグアイ国輸出回廊整備計画」「ルーマニア国ルーマニア黒海南部沿岸海浜保全計画調査」「カンボジア国国道1号線バン・アツル間道路改修計画」「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」
17	3.2 (4)	マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクトが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない。	セミナー、ワークショップを含むステークホルダー協議の参加者の層が報告書に記載されていた案件のうち、マスタープラン調査（M/P+F/Sの場合を含む）については、カテゴリB案件22件では、22件のうち関連省庁や関連部局を対象としている案件が4件です。M/Pについては、ステークホルダーの範囲が特定しにくい場合があるため、このような対応になっています。

17	3.2 (5)	カテゴリB案件は報告書からは作成が確認できない場合がある	カテゴリB案件で報告書からは作成が確認できない件数： 開発調査 11件 無償資金協力の事前の調査 4件 技術協力プロジェクト 0件
17	3.3冒頭	大気、水質、廃棄物、自然環境（貴重種、保護区）、非自発的住民移転、生計手段、ジェンダー、水利用等の項目が多く取り上げられている。	多く取上げられた項目について、検討を行った案件数は、次のとおりです。正誤表もご参照下さい。 水質汚濁 47、騒音・振動 41、生物・生態系 39、廃棄物 38、大気汚染 37、非自発的住民移転 35、雇用や生計手段 31
18	3.3 1)	建設現場内の車両スピードの制限、建設現場の外へ移動する際の車両洗浄及び土捨て場や周辺道路での散水を提案した。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」 「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
18	3.3 1)	沿道への植樹を提案した。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「タジキスタン国ドウスティ～ニジノピヤンジ間道路改修計画」
18	3.3 2)	汚水の直接放流の禁止や適切な污水处理施設の設置を提案した。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「タジキスタン国ドウスティ～ニジノピヤンジ間道路改修計画」
18	3.3 2)	上流からの栄養塩流入の抑制に加えて、維持管理が容易で最も低コストである分画フェンスの適用を提案した。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」
18	3.3 2)	浸出水処理施設の設置や遮水対策の実施を提案した。	「ネパール国カトマズ 盆地都市廃棄物管理計画調査」「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」
18	3.3 3)	建設現場内の廃棄物集積場所の設置や清掃などの活動を事業者にも義務づけることを提案した。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
18	3.3 4)	貴重種を含む水生生物の保全のためのビオトープの整備について、コスト試算を含め提案した。	「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」
18	3.3 4)	道路建設に伴う植生の破壊に関して、特に土壤浸食を引き起こす可能性のある場所における植生の早期回復を提案した例がある。また、樹木の伐採については、同数の樹木の植林を実施するよう提案した。	「タジキスタン国ドウスティ～ニジノピヤンジ間道路改修計画」
19	3.3 5)	フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し、当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画フレームワークを策定した。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
19	3.3 6)	道路建設を行う場合において、地域内雇用への配慮を提案した。	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
19	3.3 6)	廃棄物処分場の新設に伴い影響を受ける既存処分場のウェイストピッカーを対象とした職業訓練プログラムの実施を提案した。	「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」
19	3.3 7)	フォーカスグループディスカッションの結果を踏まえて、女性の生活向上に目的を絞ったプログラムの実施を提案した。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」

19	3.3 7)	ダムプロジェクトにおいて、ダムサイトの下流の水文環境、富栄養化防止、堆砂防止への対策を検討した例など、派生的・二次的又は累積的影響について考慮している例	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」
20	3.4	該当する国内支援委員会に環境社会配慮審査会の答申等を説明している。	「インドネシア国バリ州水資源開発調査」
22	3.5	カテゴリ分類の変更（[スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。]）については、情報の追加、協力事業の内容の設定等の状況に応じて、変更を行っている。	カテゴリ変更の例： 「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」B→A 「インドネシア国ジャワ・バリ地域発電設備運用改善計画調査」C→B 「ネパール国カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査」B→A 「タンザニア国ムワンザ・マラ州水供給計画」B→C
22	3.5	カテゴリ変更の例として、マスタープラン調査をカテゴリBとしていた場合でも、調査の途中で選定された優先プロジェクトがカテゴリAとなる場合は、カテゴリAに変更している。	「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」
24	3.6冒頭	多くの案件で相手国の環境影響評価制度を確認し、環境関連法令と照らし合わせた上で、相手国の環境関連機関との協議・確認を行っている。	49案件において、報告書で対象案件の相手国制度上の取扱いを記載しています。
24	3.6 (3)	グッドプラクティス等の参照については、騒音環境基準が相手国に無く日本や他の国の基準を参照した場合、水質基準が相手国に無く国際機関の基準を参照したことがある。	「バングラディッシュ国パドマ橋建設計画」（他案件の事例を参照）、「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査」（騒音基準等日本等他国の基準）、「カンボジア国プノンペン市上水道整備計画調査」（WHOの水質基準）、「フィリピン国 Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」（他ドナーの住民移転政策）
24	3.6 末尾	ガバナンス確保のため、相手国の実施体制の強化について、ワークショップによる訓練、体制整備の提言を行った例がある。	「ラオス国北部小水力発電計画策定調査」及びその他のカンボジア、インドネシア、バングラディッシュ国の案件
25	3.7	人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動しているNGOにも招待状を送付した例がある。	「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」
25	3.7	多くの案件で女性、少数民族など社会的な弱者への配慮について言及している。	弱者に焦点を当てたステークホルダー協議例： 「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」、 「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」、 「ネパール国カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査」、 「アフガニスタン国マザリシャリフ市復興支援調査」 弱者を対象としたプログラム例： 「インドネシア国東カリマンタン州持続的炭発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査」、 「エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」、 「パレスチナ国ジェリコ地域開発」 プロジェクト実施時における対処の提案例： 「エルサルバドル/ホンデュラス国日本・中米友好橋建設計画」 先住民への配慮例： 「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」、 「中華人民共和国青海省観光地域総合開発調査プロジェクト」
28	3.11 (1)	多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している。	定量的評価を行っている事例として「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」があります。

28	3.11 (1)	ほとんどが報告書の中の一つの章として環境社会配慮の結果を記載している。	これまでの審査における経験的な記述です。
28	3.11 (1)	学識経験者、関係省、実施機関からなるワーキンググループを設置した例がある。	案件調査以外の例であるが、「インド国幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査」
28	3.11 (1)	また、相手国制度による環境影響評価において、審査委員会が組織された例がある。	「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」
29	3.11 (4)	計画地域に自然保護や文化遺産保護のために指定した地域が含まれる場合	「ブータン国地方電化マスタープラン調査」「ニカラグア国マナグア市中長期上水道施設改善計画」
29	3.11 (5)	住民のプロジェクトへの賛否の意向を聞いている事例	「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「ニカラグア国マナグア市中長期上水道施設改善計画」「ミクロネシア国ウエノ港整備計画」
29	3.11 (5)	社会的弱者の参加については、次のような事例がある。 ・ステークホルダー協議の開催にあたり、社会環境を勘案して積極的に女性を説明会に招聘した。 ・ステークホルダー協議への女性の参加が少なかったため、社会経済調査の中で、女性の意見を聴取した。 ・建設労働者に係る感染症対策におけるHIV/AIDS防止プログラムのターゲットに女性をあげた。	・ステークホルダー協議の開催にあたり、社会環境を勘案して積極的に女性を説明会に招聘した。 「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」 ・ステークホルダー協議への女性の参加が少なかったため、社会経済調査の中で、女性の意見を聴取した。 「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」 ・建設労働者に係る感染症対策におけるHIV/AIDS防止プログラムのターゲットに女性をあげた。 「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」
29	3.11 (6)	例えば、道路・鉄道プロジェクトで都市部を迂回する、拡幅部分を最小化するといった例がある	「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「カンボジア国国道1号線Pノンベン・アックル間道路改修計画」
30	3.11 (6)	廃棄物管理セクターでは、オープンディングの既存埋立処分場を閉鎖して、新規埋立処分場を計画する場合には、ウェストピッカーの生計維持の機会を減少させる恐れがあるため、これに対する検討を行った例がある。	「カンボジア国プノンベン市廃棄物管理計画調査」「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」「マレーシア国廃棄物埋立処理場の安全閉鎖及び改善に係る調査」
30	3.11 (7)	次のような事例がある。 ・地域の少数民族を対象としたステークホルダー協議を、通常のステークホルダー協議とは別に開催した。 ・プロジェクトサイト周辺地域における先住民族の居住状況を確認し、居住は少ないことを確認したうえで、先住民族が建設工事に従事した場合の配慮を検討した。 ・観光開発による少数民族の伝統文化の衰退の恐れがあるとして、伝統保護・活用のための住民ワークショップの開催を提言した。	・地域の少数民族を対象としたステークホルダー協議を、通常のステークホルダー協議とは別に開催した。 「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」 ・プロジェクトサイト周辺地域における先住民族の居住状況を確認し、居住は少ないことを確認したうえで、先住民族が建設工事に従事した場合の配慮を検討した。 「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」 ・観光開発による少数民族の伝統文化の衰退の恐れがあるとして、伝統保護・活用のための住民ワークショップの開催を提言した。 「中国青海省環西寧圏総合観光開発計画」

30	3.11 (8)	モニタリングについては、多くの案件が記載している。内容は多様であるが、例えば次の項目を提案した例がある。 ・モニタリングを行う項目 ・モニタリングを行う場所 ・モニタリング頻度 ・モニタリングに必要な費用 ・モニタリングについて実施責任を持つ組織	次の事例があります。 「バングラデシュ国パドマ橋建設計画プロジェクト」「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」「ネパール国カマズ盆地都市廃棄物管理計画調査」「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上計画調査」「フィリピン国Cavite-Laguna (GALA) 東西道路事業化促進調査」「アルバニア国ティラナ首都圏下水システム改善計画」「カンボジア国プノンペン市上水道整備計画調査(フェーズ2)」「インド国ゴア州上下水道強化計画」「シリア国ダマスカス市新規水源開発計画基本設計調査」
32	4.1(5)	スコーピング段階で評価項目を選定し、評価項目別に予測・評価、緩和策の検討が行われているものが多い。	案件カウントを行っていませんが、このような方法が一般的と考えています。
32	4.1(5)	カテゴリB案件については、IEEレベルで調査が行われ、現地調査も行われている例が多い。	カテゴリB案件については、ほとんど全ての案件で現地調査を行っています。
32	4.2(1)	約半数が事前調査段階に環境社会配慮に関して相手国側と協議を行い、作業分担や調整方法を確認している。	これまでの審査における経験的な記述です。
32	4.2(1)	事前調査段階での予備的スコーピングは多くの案件で見られる。	予備的スコーピングを実施した案件は、31件である。実施していない案件は、ガイドライン施行前案件等である。
32	4.2(1)	具体的なTOR案作成を行っている案件もある。	案件調査以外の例であるが、「インド国幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査」
32	4.2(2)	マスタープラン調査の場合、調査前半でIEEのTOR案の検討もしくは代替案の比較を行い、後半でIEEを実施することが多い。	これまでの開発調査の調査設計及び環境社会配慮審査における経験的な記述です。
33	4.2(2)	この場合では、フィージビリティ調査の初期段階とマスタープラン調査の最終段階を同時に検討している場合が多い。	これまでの開発調査の調査設計及び環境社会配慮審査における経験的な記述です。
33	4.2(3)	フィージビリティ調査のみ実施する場合は、各代替案にかかるIEEレベルの検討を行い、最適案にかかる環境社会配慮調査のTOR案の検討を行っている場合がある。	これまでの審査における経験的な記述です。
33	4.2(4)	マスタープラン調査で、プロジェクトの立地・内容・規模等が不明なものは、プロジェクトの影響を受ける者が特定されないため、関係省庁、地方自治体、NGO等を対象としているケースが多い。	これまでの審査における経験的な記述です。
33	4.2(5)	複数の施設建設計画やプロジェクトを組み合わせシナリオを策定し、代替案としている例が多い。	これまでの開発調査の調査設計及び環境社会配慮審査における経験的な記述です。
34	4.2(5)	フィージビリティ調査の代替案については、マスタープランと比較して、より具体的な施設建設計画が示される場合が多い	マスタープランとの比較という観点では、フィージビリティ調査の全ての案件です。
35	4.3(1)	道路プロジェクト等の線形の実体化は基本設計調査によるため、基本設計調査段階でさらに確認を行う場合がある。	「タジキスタン国ドゥスティ〜ニジノピヤンジ間道路改修計画」

36	4. 4 (1)	技術プロジェクトの多くはカテゴリC	表1-3、1-4をご参照下さい。
36	4. 4 (1)	プロジェクト活動のコンポーネントの一部に、何らかの施設の建設または改修を含む場合が、カテゴリBとなっている。	「エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理計画」、「パナマ国パナマ行政区廃棄物管理計画」
36	4. 5	JICAでフォローアップのための調査を行った場合	フォローアップ調査としては、次が行われています（平成19年度上半期までに実施されているもの）。 カンボジア国第二メコン架橋建設計画フォローアップ調査 インドネシア国リボト・ボラゴ・ホ・ホ川流域治水計画フォローアップ調査 ベトナム国ホアラック・ハイテクパーク計画マスタープラン修正調査
37	5 (1) 2)	また燃料に石炭を使用する場合には、粉じんによる影響を検討している。	「インドネシア国東カリマンタン州持続的炭炭開発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査」、「インドネシア国ジャワ・バリ地域発電設備運用改善計画調査」
37	5 (1) 3)	温排水の発生による影響が考えられる場合	「インドネシア国ジャワ・バリ地域発電設備運用改善計画調査」
37	5 (2) 1)	ダム建設位置の選定からダム高の決定（貯水池の水位の決定）を含めた代替案の検討を行っている。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」
38	5 (2) 2)	ダム建設の場合に、非識字者からもコメントを得るための工夫を行い、また、協議への参加が困難な女性に配慮し、フォーカス・グループ・ディスカッションを行った。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」
38	5 (2) 3)	ダムの存在による魚類の遡上の阻害についても検討を行った。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」
38	5 (2) 4)	ダム建設の場合、下流の取水への影響について検討を行った。	「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」「ラオス国北部小水力発電計画策定調査」
38	5 (3) 2)	取水への影響、流量変化による水域生態系への影響などの可能性について検討が行われている。	取水への影響：「タジキスタン国ピヤンジ河自然災害予防計画」 生態系への影響：「イラン国コリス州洪水・土石流対策計画調査」
39	5 (4) 1)	非自発的住民移転の回避・最小化に配慮した代替案の検討が行われている。	「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「カンボジア国国道1号線フンペン・ネアック間道路改修計画」
39	5 (4) 2)	調査の段階や地域特性等に応じて、ステークホルダー協議を工夫している。多くの回数を開催した事例もある。	「バングラデシュ国パドマ橋建設計画プロジェクト」「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「カンボジア国国道1号線フンペン・ネアック間道路改修計画」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」
39	5 (4) 3)	自動車交通による大気汚染、自動車及び列車の走行による騒音、橋梁建設による河川環境への影響、交通事故にかかる検討が行われている。	「バングラデシュ国パドマ橋建設計画プロジェクト」「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」「フィリピン国Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査」「エルサルバドル国・ホンジュラス国 日本・中米友好橋建設計画」「パラオ国首都圏基幹道路改修計画」「タジキスタン国ドゥステイ〜ニジノピヤンジ間道路改修計画」
39	5 (5) 1)	建設予定地の住民に対して個別にステークホルダー協議の招待状を配布し参加を促した事例がある。	「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」

40	5 (5) 2)	WECPNL (荷重平均等価騒音レベル) を用いて予測・評価を行った事例がある。	「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」
40	5 (6) 1)	海底の浚渫作業等に伴う砂の巻上げによる濁りや懸濁物質(SS)濃度の増加等の影響が検討されている。	「オマーン国全国港湾開発戦略調査プロジェクト」「ミクロネシア国ウエノ港整備計画」
40	5 (6) 2)	港湾施設の建設、既存施設の改築により沿岸の潮流や堆砂の状況が変化する可能性が検討されている。	「オマーン国全国港湾開発戦略調査プロジェクト」
40	5 (7) 1)	上水施設の導入にあたっては、水源の選択から代替案の検討を行っている。	「ニカラグア国マナグア市中長期上水道施設改善計画」
40	5 (7) 2)	建設する施設を効果的に運用するために利用者が上水施設、下水施設の運用に関わる費用を負担する意思を調査している場合がある。	「カンボジア国プノンベン市上水道整備計画調査(フェーズ2)」、「インド国ゴア州上下水道強化計画」
40	5 (7) 3)	下水処理施設の運用に際しては、悪臭及び排水処理によって生じる汚泥に関する影響が主要な項目の一つとして検討されている。	「アルバニア国ティラナ首都圏下水システム改善計画」「インド国ゴア州上下水道強化計画」
41	5 (8) 1)	多様なコンポーネントを代替案として検討し、それぞれの代替案について環境社会配慮を念頭におきつつ検討を行った事例がある。	「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」「バヌアツ共和国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト」
41	5 (8) 2)	適切な計画実現を目指すための地域住民への啓発活動を含めたステークホルダー協議が行われている。	「カンボジア国プノンベン市廃棄物管理計画調査」、「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」、「メキシコ国ユカタン半島東部沿岸地域衛生環境管理計画調査」、「バヌアツ共和国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト」
41	5 (8) 3)	最終処分場の運用に伴う、悪臭、浸出水による水質汚濁・地下水汚染といった影響が検討されている。	「カンボジア国プノンベン市廃棄物管理計画調査」、「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」、「マレーシア国廃棄物埋立処理場の安全閉鎖及び改善に係る調査」「メキシコ国ユカタン半島東部沿岸地域衛生環境管理計画調査」「エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」「バヌアツ共和国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト」
41	5 (8) 4)	ウエストピッカーに対する影響検討を行った事例がある。	「カンボジア国プノンベン市廃棄物管理計画調査」、「ネパール国カトマंडゥ盆地都市廃棄物管理計画調査」、「マレーシア国廃棄物埋立処理場の安全閉鎖及び改善に係る調査」、「エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」、「バヌアツ共和国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト」
42	5 (9) 1)	ステークホルダー協議において適切な水利用を働きかけた事例がある。	「ボリビア国コチャバンバ県灌漑施設改修計画」
42	5 (10) 1)	水産加工等の施設利用を図ることを含め、漁業関係者を対象としたステークホルダー協議が開催されている。	「インドネシア国持続的沿岸漁業振興計画」「セントビンセント国オウイア水産センター整備計画」
42	5 (11) 1)	M/P調査の場合、水源の選択と施設の選択の組み合わせにより多様な代替案を検討している。	「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」
42	5 (11) 2)	地下水位の低下による既存の水利用に影響を与えないか検討を行っている。	「シリア国ダマスカス市新規水源開発計画基本設計調査」
43	5 (12) 2)	多くの回数のステークホルダー協議を開催した事例がある。	「カンボジア国シェムリアップ/アンコール地域持続的振興総合計画調査」、「インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画策定調査」

43	5 (12) 3)	復興支援の場合は、民族への配慮、社会的弱者への配慮を意識している事例がある。	「パレスチナ国ジェリコ地域開発」
43	5 (13) 1)	排水路維持管理対策を含め、環境社会影響を軽減するための方策が検討された事例がある。	「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上計画調査」
43	5 (13) 2)	浚渫汚泥が発生する場合	「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上計画調査」「バングラデシュ国第二次ダッカ市雨水排水施設改良計画基本設計調査」

「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」の「5. セクター別の傾向」のカテゴリB案件のカテゴリ分類理由

開発調査-カテゴリB

国名	案件名	セクター	理由
Afganistan	マザリシャリフ市復興支援調査	道路・鉄道・架橋	市内幹線道路の整備に伴い、重大な環境社会影響は想定されないが、一部、沿線商店等に対する影響が生じる可能性がある。
Bangladesh	大マイムツン圏小規模水資源開発計画調査	水資源	当該国では現在乾燥農業用水に地下水を利用しているが、ヒ素が含まれている等の問題がある。本件は地表水も合わせての効率的水利用の調査に係る協力であり、これに際し水利用、水質汚染等に対する配慮が必要となる。
Bhutan	地方電化マスタープラン調査		限定的であるが送配電線延長や小水力発電設置による生態系（植生、希少生物）等への影響が想定されるためM/P策定段階から配慮が必要である。
Cambodia	プノンペン市上水道整備計画調査(フェーズ2)	上水道・下水道	重大ではないが水利用、土地利用、水質汚濁等の影響が想定される。
Cambodia	全国道路網開発調査	道路・鉄道・架橋	全国道路網整備・維持管理に関するマスタープランを策定する案件であり、重大ではないが、望ましくない影響が考えられる。
Costa Rica	橋梁復旧計画・維持管理能力向上支援調査	道路・鉄道・架橋	既存の橋梁の修復を目的とした案件であり、環境・社会への負の影響が想定されるが限定的である。
Cuba	中央地域持続的稲作技術開発計画調査	農業	当該国では米の増産が進められている。本調査では、個別経営稲作農家の米増産および生産性向上の方策を検討し提案することを目的としている。水利用、土地利用、また地域内の利害対立への配慮が必要である。
India	ゴア州上下水道強化計画	上水道・下水道	限定的であるが水利用、水質汚濁等への影響が想定される。計画の中に下水道整備などインフラ整備が含まれた場合、配慮が必要である。
Indonesia	東カリマンタン州持続的石炭開発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査	火力発電	石炭開発のための環境対策のマスタープランを策定するものであり、重大ではないが大気汚染等の影響が考えられる。
Indonesia	ジャワ・バリ地域発電設備運用改善計画調査	火力発電	発電設備運用改善計画であり、影響はほとんど考えられないが、見直す可能性がある。
Iran	テヘラン市上水道システム耐震性強化計画調査	上水道・下水道	水利用等への影響が想定され、配管や取水計画策定において配慮が必要であるが、環境・社会への影響は限定的である。
Iran	コリス州洪水・土石流対策計画調査	河川・砂防	土地利用等への影響が想定される。M/Pの中にインフラ整備が含まれる場合、配慮が必要である。
Laos	北部小水力発電計画策定調査	水力発電・ダム・貯水池	本件は小水力による発電計画策定のための協力であり、ため池を必要とするような発電施設も計画されるので、限定的であるが生態系や水質等環境への配慮が必要である。
Madagascar	南部地域における自立的・持続的飲料水供給計画	上水道・下水道	中小規模の給水計画を策定するもので、水利用等への影響が考えられる。

「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」の「5. セクター別の傾向」のカテゴリB案件のカテゴリ分類理由

Malaysia	廃棄物埋立処理場の安全閉鎖及び改善に係る調査	廃棄物管理	廃棄物、土壌汚染、水質汚濁、土地利用等への影響が想定されるが、既存処分場の改善を提案する案件であり、環境・社会への影響は限定的である。
Mexico	ユカタン半島東部沿岸地域衛生環境管理計画調査	廃棄物管理	廃棄物、土壌汚染、水質汚濁、土地利用等への影響が想定されるが、限定的である。
Micronesia	ポンペイ空港改善計画	空港	既存の空港の修復・拡張事業に関するF/Sが含まれるが、滑走路延長に伴い住民移転が生じることはなく、生態系等への重大な影響も想定されない。
Nicaragua	マナグア市中長期上水道施設改善計画	上水道・下水道	重大ではないが水利用等への影響が想定され、給水施設計画策定時に配慮する必要がある。
Oman	全国港湾開発戦略調査プロジェクト	港湾	国内主要港湾の開発戦略を作成する調査であり、重大ではないが住民移転及び自然環境への影響が考えられる。
Pakistan	全国総合交通網計画調査	道路・鉄道・橋梁	全国交通網整備に関する開発戦略を策定する案件であり、重大ではないが、望ましくない影響が考えられる。
Solomon	上下水道改善復興計画	上水道・下水道	上下水道の改修計画を策定する案件であり、水利用、水質への影響が考えられるが、限定的である。
Sri Lanka	電力セクターマスタープラン	火力発電	発電及び送電に係る包括的なマスタープランの策定であり、重大な影響のあるプロジェクト計画策定は予定されていないが、この段階で適切な環境配慮を盛り込む必要がある。
Tajikistan	ピヤンジ河自然災害予防計画	河川・砂防	防災施設の建設予定地の状況によって、重大ではないが、生態系や地域社会への影響が生じる可能性がある。
Tanzania	ムワンザ・マラ州水供給計画	上水道・下水道	村落レベルの給水計画を策定するものであり、影響は限定的と考えられる。

無償の事前の調査-カテゴリB

国名	案件名	セクター	理由
Afganistan	カンダハル・ヘラート間幹線道路整備計画	道路・鉄道・架橋	土地利用等への影響が想定され、20軒ほどのキオスクのセットバックの可能性はある。
Bangladesh	第二次ダッカ市雨水排水施設改良計画	都市排水	土地利用等への影響が想定されるが、小規模水資源の開発であり、環境・社会への負の影響は重大ではない。
Bolivia	コチャバンバ県灌漑施設改修計画	農業	灌漑施設の復旧を行う案件であり、水路の浚渫により生じる汚泥の処理、悪臭等への対策が必要であるが、環境・社会への重大な影響は想定されない。
El Salvador/Honduras	エルサルバドル国・ホンジュラス国 日本・中米友好橋建設計画	道路・鉄道・架橋	架橋地点の選定結果に応じて、重大ではないが環境・社会への影響が考えられる。
Indonesia	持続的沿岸漁業振興計画	水産業	生態系や土地利用等への影響が想定されるが、漁港関連施設の建設予定地周辺において貴重な生態系は確認されておらず、住民移転も生じないことから、環境・社会への影響は限定的である。

「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」の「5. セクター別の傾向」のカテゴリB案件のカテゴリ分類理由

Micronesia	ウエノ港整備計画	港湾	既存港の改修であり、重大ではないが、生態系等への影響が考えられる。
Palau	首都圏基幹道路改修計画	道路・鉄道・架橋	公害や土地収用等の影響が発生する可能性があるが、その範囲はプロジェクトの対象地域に限られ、かつ通常の方策で対応できると考えられる。
Saint Vincent	オウイア水産センター整備計画	水産業	防波堤、漁業施設の建設等が予定されており、重大ではないが、土地利用、沿岸生物層影響が想定される。
Solomon	アウキ市場建設・埠頭修復計画	港湾	市場と棧橋の修復を行うものであり、重大ではないが用地確保、水質に配慮する必要がある。
Tanzania	オイスターベイ送配電施設強化計画		建設予定地の規模が比較的小さいこと、予定地は政府用地として確保済みであることから、負の環境社会影響の大きさや範囲は限られたものである。
Tajikistan	ドゥスティ〜ニジノピヤンジ間道路改修計画	道路・鉄道・橋梁	既存道路の改修であり、環境・社会への負の影響は限定的である。
Vanuatu	サラカタ川水力発電所建設計画（第三期）	水力発電・ダム・貯水池	水利用等への影響が想定されるが、既存発電施設の増設であり、環境・社会への負の影響は重大ではない。

「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」正誤表

ページ	項	誤	正
1	目次	1.目的と確認方法、ガイドラインの導入	1.目的と確認方法
1	目次	2.5 普及・調査研究	2.5 普及
9	2.2 (3)	(本報告の 5.1 参照)	(本報告の 4.2 参照)
15	3.1 (4)	少なくとも相手国公用語により説明、資料配付、協議を行っている	少なくとも相手国公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式により説明、資料配付、協議を行っている
17	3.2 (4)	30 件は 1 回以上のステークホルダー協議	24 件は 1 回以上のステークホルダー協議
18	3.3 冒頭	大気、水質、廃棄物、自然環境（貴重種、保護区）、非自発的住民移転、生計手段、ジェンダー、水利用等の項目が多く取り上げられている。	水質汚濁、騒音・振動、生態系及び生物相、廃棄物、大気汚染、非自発的住民移転、雇用や生計手段の項目が多く取り上げられている。
38	5.(3)	分析の対象となる案件は、開発調査案件が 3 件である。その内、カテゴリが A の案件が 1 件あり、その他はカテゴリ B である。	分析の対象となる案件は、開発調査案件のカテゴリ B が 2 件である。
39	5.(4)	無償資金協力の事前の調査のカテゴリ A が 1 件、B が 5 件	無償資金協力の事前の調査のカテゴリ A が 1 件、B が 4 件
42	5.(9)	(9) 水産業	(10) 水産業
42	5.(12)	開発調査案件が 5 件である。	開発調査案件が 4 件である。

17 ページ

(誤)

表 3-1 ステークホルダー協議の実施状況

分類	案件数	協議の実施件数
開発調査 A	9 件	9 件
開発調査 B	34 件	30 件
無償事前調査 A	2 件	2 件
無償事前調査 B	13 件	7 件
技プロ B	3 件	1 件

(正)

表 3-1 ステークホルダー協議の実施状況

分類	案件数	協議の実施件数
開発調査 A	9 件	9 件
開発調査 B	34 件	24 件
無償事前調査 A	2 件	2 件
無償事前調査 B	12 件	9 件
技プロ B	3 件	1 件

## 清水委員からのコメント及び質問に対する回答

### 1. 調査目的

JBICが行った環境社会配慮確認の「実施状況」のみならず、ガイドラインの運用によって、プロジェクトの環境社会影響を回避または最小化したか<sup>1</sup>などガイドラインの効果と課題について調査をするべきです。

- 同調査の目的は、「①環境ガイドライン施行以降、環境ガイドラインで定められた各項目について、JBICがとったアクションの整理・分析を行うこと」及び「②環境ガイドラインに規定されている環境ガイドライン施行後5年以内の包括的な検討及び必要に応じた改訂に資するべく<sup>1</sup>、現行環境ガイドライン施行後の実施状況につき確認すること」(p. 4、「2.1 調査目的」)とあります。しかし、同調査では、JBICが行った環境社会配慮確認の実施状況について、ガイドラインの手続きを繰り返し述べている部分が多く、ガイドラインを実施した結果、いかに環境社会影響を回避または最小化したかどうかといった効果や課題の抽出が行われていません。従って、ガイドラインの包括的検討に資するには不十分な内容と言わざるを得ません。
- 調査目的が手法にとどまっています。「アクションの整理・分析」の「整理」の部分に該当するのではないと思われる記述（ほぼガイドラインからの抜書き）が見られますが、この整理がどのような意味を成すのか不明です。「アクションの整理・分析」を行ってどうするのか、「現行ガイドライン実施後の実施状況につき確認」してどうするのかまで踏み込まなければ目的とは言えないと考えます。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況について、現行ガイドラインの内容も含めて一般の方々に分かりやすい形でご説明するよう努めました。事務局の視点での新JICAガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

### 2. 調査方法

報告書作成にあたっては、実施機関、被影響住民、NGO等のステークホルダーへの聞き取り調査を実施していないようですが、ガイドラインの効果を評価するためには、プロジェクトの環境社会配慮の実施状況についてこれらステークホルダーへの聞き取り調査を行うことは不可欠です。

(答) いただいたご意見については、今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

<sup>1</sup> ガイドライン第1部「8. ガイドラインの適用及び見直し」

報告書（P5）において、「これらの結果を踏まえ、案件横断的に全体的傾向、地域別・カテゴリ別傾向、環境ガイドラインに定められている確認項目別傾向、セクター別傾向について整理・分析を行った」とありますが、全ての調査について「傾向」にとどめた理由が不明です。

- 報告書は、日々の業務について述べているものにすぎません。すでに事業が進んでいるケースについては、被影響住民を対象を含めたガイドラインの各項目の実施状況について、現地調査が必要です。

（答）本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。いただいたご意見については、今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

- 報告書では、事例は挙げられていますがグッドプラクティスが書かれているに過ぎず、課題がみえてきません。例えば、報告書（P20-21、「4.4.2影響分析」）は派生的・二次的な影響、累積的な影響、ライフサイクルについて確認した例が書かれています。しかし、インドネシアのスマラン総合水資源・洪水対策事業では、土地を失う住民だけが協議に招待され、その土地で働く農業労働者が影響住民として含まれていない例がありました。このようなことは、現地に行って住民にヒアリングを行わないと判明しません。現地でのヒアリングによってEIA及び協議の妥当性の検証が可能になる部分も多いことから、今回の調査に加え、現地調査も必要であると考えます。

（答）事務局の視点での新JICAガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。いただいたご意見については、今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

- 報告書のセクター別傾向においては、いろいろな対策が取られているという記述が主ですが、実態上、全てこのとおりに行っており、問題が起きていないのかについては記述がなく不明です。

（答）本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は本体工事が未着工ですが、事業の進捗に応じて、セクター別に必要となる汚染対策や自然環境への影響等について事業実施主体によってモニタリングが行われ、本行としてもフォロー・確認していきます。

### 3. JBICの審査の妥当性

**JBICの判断や対応の妥当性について、評価を行うべきです。**

- 報告書においては、通常業務において実施・確認されていることが説明されているものの、その「通常業務における確認」の妥当性については評価・確認されていません。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

- 報告書では、適切に確認がなされているといった記述がほとんどですが、その調査結果を裏付けるデータや記述が希薄であり、調査結果の妥当性を検証することができません。いくつか事例が挙げられてはいるものの、グッド・プラクティスがほとんどであり、具体的な案件名もなく、数についてもほとんどの箇所が不明瞭なままです。従って、事例がどの程度全体の傾向を代表しているのかに関して疑問が残ります。また、事例を挙げる場合には、透明性の観点から、案件名を付すべきです。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めましたが、できるだけ事例も交えて具体的に説明するよう努めたものです。調査対象の案件名は別紙1、報告書で言及している案件名は別紙2のとおりです。

- 特に、以下の項目では、同調査の結果と異なる事例がある可能性もあり、JBICの判断の根拠が十分に示されているとは言えません。
  - ・ 報告書 (P20、「4.4.2影響分析」) (P.23-25、「4.4.4ステークホルダーの関与」) については、現行ガイドライン適用案件であるインドネシアの「スマラン水資源・洪水対策事業」では、ダムによって農地が水没することで生計手段を失うことになる可能性のある農業労働者がステークホルダー協議に呼ばれていないなど、影響分析やステークホルダーの関与に問題があります。
  - ・ 報告書 (P32、「4.4.8 社会的合意形成」、(P.34-36「4.4.9 用地取得・非自発的住民移転」) に関しては、JBICが「融資締結前の早期の段階において、然るべく社会的合意形成がなされるよう配慮している」(p.33) とありますが、その根拠が明らかにされていません。上記スマランの事例では、影響住民が今後の移転スケジュールを知らされていないことがありました。

(答) ご指摘頂いたインドネシアの「スマラン総合水資源・洪水対策事業」に関しては、用地取得・住民移転計画(LARAP)の作成時点では、間接的影響を受ける住民の特定ができておらず、LARAPで定義されている影響住民にこれらの農業労働者は含まれておりませんでした。本行としては間接的影響を受ける農業労働者への一定の支援について、水没地土地所有者と労働者間の協議が行われるよう先方政府に働きかけております。

- 報告書を通じて、カテゴリ分類の妥当性に関する評価が行われていません。例えば、「4.3.2カテゴリ別傾向」においては、適切に環境社会配慮確認が実施されているという事が繰り返し述べられています。しかし、4.3.2で述べられているのは、カテゴリ別の配慮に関する傾向のみで、その適切さを示す根拠が示されていません。

(答) カテゴリ分類については、本報告書の「4.4.1.スクリーニング」において、環境影響評価にかかる許認可の必要性や取得状況、プロジェクトのセクター・規模・特性・立地等といったスクリーニングに必要な情報を借入人・実施機関より入手した上でカテゴリ分類を行い、その後配慮すべき環境影響が新たに判明した場合は必要に応じてカテゴリ分類の変更を行っている旨報告しています。

- ガイドライン第2部「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に記されている発電所・送電線(インドネシア4件p.10、南アジア4件p.10、アフリカp.11、中南米p.11)、灌漑・治水・干拓(南アジア3件p.10)、観光(2件p.67)がカテゴリBに分類されているそれぞれの根拠について必ずしも明確にされていません。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

- 報告書(P.32、「4.4.7 モニタリング計画・環境管理計画」)にあるカテゴリB案件について、「十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合、モニタリング計画が作成されているが、環境影響や用地取得が小規模な案件については、実施機関の責任において、必要に応じてモニタリングを実施することとし、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もあった」とありますが、作成されていない案件に関して、環境社会配慮上の影響が生じていないかを確認する必要があります。

(答) 環境影響や用地取得が小規模な案件で、モニタリング計画が作成されていない場合であっても、相手国政府・実施機関が事業進捗を本行に報告するプロGRESSレポート等を通じ、確認を行います。

- 報告書（P. 42、「4. 4. 12 環境アセスメント（EIA）報告書」）において、「地域住民等ステークホルダーとの協議については、カテゴリA案件については、EIA実施にあたって、EIA報告書作成時に実施されていることが確認されている」とありますが、協議の内容の妥当性に関するJBICの評価が明らかにされていません。

（答）各案件に対する本行のアプレイザル時には地域住民等ステークホルダーとの協議の内容についても審査していますが、今回の調査では、各案件のステークホルダー協議の内容について再度評価するというより、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

- 報告書（P18-19、「4. 4. 2影響分析」）においては、通常業務が説明されていますが、実際に早期の段階から影響が「回避・最小化」され、「その結果がプロジェクト計画に反映」されたのかということに関する評価については触れられていません。

（答）本行によるアプレイザル時に、環境影響を回避・最小化するような代替案や緩和策が検討され、プロジェクト計画に反映されているかが検討されていることを、本調査において確認しています。

- 報告書（P12、パラ1）において、「通信セクターにおいては、事業的特性から通信ネットワーク整備はカテゴリBに、放送事業はカテゴリCに該当する。…鉱工業部門の中小企業・民間セクター支援、復興支援事業はカテゴリFIに分類されている」とありますが、ガイドライン自体にはそのような規定がなく、その根拠について不明確です。

（答）通信セクターを一律にカテゴリCに分類するといった画一的なカテゴリ分類は行っておらず、本記述は本調査対象案件のカテゴリ分類結果に係る傾向を説明したものです。

#### 4. カテゴリ分類の方法

##### カテゴリ分類は、事業の目的に関係なくその影響によって決めるべきで

- カテゴリ分類は、プロジェクトの目的及び効果の如何に関わらず、その影響のセクター・規模・性質・場所等をもってして実施するものです。しかし、報告書に「発電事業が必ずしもカテゴリAに分類されるわけではなく、再生可能エネルギーの利用を促進する水力・太陽熱、既存発電所の拡張案件等はカテゴリBに分類されている」とある通り、その目的が環境関連である場合等の場合は影響に関わらずカテゴリBに分類されています。ガイドラインはあくまでも影響を回避・最小化・緩和するものであり、そのことは再生可能エネルギーであっても同様です。カテゴリ分類について、このような分類の方法は今後見直すべきです。

(答) 本行は、プロジェクトの目的ではなく、そのセクター・規模・特性・立地に基づきカテゴリ分類を行っています。ご指摘の発電事業についても、その規模や事業特性等に基づいて分類しました。

## 5. 結論（まとめ）について

### 結論が導き出された根拠が不明です

- 報告書（P70）では、「かかる分析結果を踏まえた、現行環境ガイドライン施行後のJBICにおける環境社会配慮確認の実施状況は総じて高く、旧ガイドライン施行時に比べても、環境社会配慮の項目（その実施すべき内容）が、多岐に亘り、より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったことが確認された。」と結論付けていますが、根拠が不明です。

(答) ご指摘の記述は、本調査において、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析した結果を踏まえて、本報告書最終章「5 まとめ」の中で総括的な所見を述べたものです。

- 報告書（P70）では、「『ステークホルダーの関与（現地住民の参加促進と対話）』については、事業の影響を受ける地域住民・現地NGOを含むステークホルダーの参加や対話を重視しつつ、案件形成を行っていることが各案件を通じて確認されていた」とありますが、根拠が不明です

(答) 本調査を通じて、本行は各案件のアプレイザル時に、相手国政府、実施機関、現地住民等との協議や現地視察により、環境社会配慮の内容を確認し、また現地住民等のステークホルダーとの協議の開催や内容の妥当性についても審査を行っていることが確認されました。

- 報告書（P70）では、「『情報公開（情報公開を通じた透明性の高い開かれたプロセス）』については、融資契約締結に先立って融資対象事業のカテゴリ分類を、また、（カテゴリA、B案件については）EIA報告書等環境社会配慮に関する文書の公開を、融資契約締結後にはその環境レビュー結果を公開するなど、適切なタイミングにて情報公開を行っていることがほぼ確認できた」とありますが、JBICの情報公開の方法が十分だったかなど、ガイドラインの改定作業に資するような評価がおこなわれていません。

(答) 今回の調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている情報公開の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析した結果、本行による情報公開の方法が不十分であったとの結論には至っておりません。

- 報告書（P70）では、「『用地取得や非自発的住民移転等による被影響住民に対する適切な補償・支援（実施プロジェクトに起因する住民移転等社会面への配慮）』については、大規模な住民移転等が発生する際は、借入国国内法に従って、実施プロジェクトに起因する被影響住民に対する補償・支援方針、手続き、スケジュール等の住民移転計画案が、住民協議等による合意形成を得ながら作成、実施されることが確認されていた。」とありますが、住民への移転計画が周知されていない可能性があるなど、根拠が不明です。

（答）今回の調査では、大規模な住民移転が発生する案件において、住民に移転計画が周知されていない例は確認されていません。

## 1. 全体

- 数字、データ、案件名も含め、具体的な調査結果を提示してください。

（答）報告書で言及している案件名は別紙2のとおりです。その他の数字、データ等については他にもご質問いただいているところ、それらに対する回答をご参照いただけますと幸いです。

## 2. 調査について

- 調査を委託した双日総研は、どのように選定したのですか。

（答）円借款事業の発掘・形成や監理に従事することが少なく、中立的な調査を期待できる企業数社にプロポーザルの提出を依頼し評価が最も高かった株式会社双日総合研究所様を委託先に選定したものです。

- 報告書には、その調査方法として「JBIC資料及びJBICのウェブサイト上の公開情報等に基づき…実施状況を確認した<sup>2</sup>」とありますが、ここでいう「JBIC資料」とは具体的に何を指すのですか。

（答）「JBIC資料」とは、借入人から提出されたF/S、環境チェックリスト等、本行が作成した審査資料、SAF等の調査報告書、本行が相手国政府・実施機関と合意した文書等を指します。

<sup>2</sup> 報告書P5 3.2 調査方法

- 報告書（P14、パラ4）において、「環境影響にかかる対策（環境影響の回避・最小化・緩和策・代替案・二次的・累積的影響の検討）」、「国内・国際的基準との比較」、「モニタリング計画等適切なフォローアップ体制」については、マスタープラン（M/P）調査やフィージビリティ・スタディ（F/S）、EIA 報告書等に基づき詳細なレビューを行い、その妥当性につき確認を行っている」とありますが、ここでいう「レビュー」及び「確認」とは、通常業務における作業のことですか。もしくは、今回の調査において、再度これらの作業を行ったということですか。

（答）ご指摘頂いた「レビュー」及び「確認」は、本行が本調査対象の各案件のアプリザル時に行ったものを指します。今回の調査は現行ガイドラインが適用された全案件を対象としていますが、各案件についてこれらの「レビュー」や「確認」を再度行うことまではやっておりません。

### 3. カテゴリ分類

- 報告書（P10、パラ2）では、カテゴリB案件として、インドネシアにおける発電所、ベトナムにおける上下水道及び衛生事業が挙げられていますが、これらのプロジェクトについてEIAは作成されていたのですか。

（答）ご指摘のカテゴリB案件は全部で7件ですが、うち6件でEIAが作成されておりました。

- 報告書（P10、パラ3）では、カテゴリB案件として、上下水道・衛生、送電線、灌漑・治水・干拓が挙げられていますが、これらのプロジェクトについてEIAは作成されていたのですか。

（答）ご指摘のカテゴリB案件は25件ですが、うち3件でEIAが作成されておりました。

- 開発政策の場合は、全てカテゴリCに分類しているのですか。開発政策といったノンプロジェクト借款であっても、そのセクターによっては当該国の環境社会に非常に大きい影響を及ぼすこともあるため、開発政策借款だからといって自動的にカテゴリCになるとは限らないと考えます。2003年10月以降、どのような分野のノンプロジェクト借款を実施しましたか。

（答）現行ガイドラインにおいてはノンプロジェクト借款はカテゴリCに分類しています。なお、世銀では、ノンプロジェクト借款はOP4.01の適用外となり、カテゴリ分類は行われていません。2003年10月以降、公共支出管理、投資環境整備、教育・保健分野等に対してノンプロジェクト借款を実施しています。

- 報告書（P11、パラ2）では、中南米において「灌漑・治水・干拓事業がカテゴリFI」に各1件ずつ分類されている」とありますが、意味を把握しかねました。これは、融資決定後にこれらの事業にあてられることが判明したということですか。

（答）カテゴリAの道路事業が1件、及び、カテゴリFIで、灌漑・治水・干拓セクターに該当する灌漑事業が1件という意味です。

- 報告書（P11、パラ2）では、「中南米では下水道事業や温室効果ガスの排出削減等につながるクリーン開発メカニズム：Clean Development Mechanism）の適用が見込まれる発電事業などがカテゴリBとして含まれている」とありますが、これらの事業の概要と影響の規模を教えてください。

（答）

ご指摘の下水道事業はコロンビアのサンホセ首都圏環境改善事業を指します。本事業は、サンホセ首都圏において、下水処理場の新設及び下水管網の整備を行うことにより、水質の悪化が著しい都市河川・水路の水質改善を図り、もって首都圏住民の生活・衛生環境の改善に寄与するものです。事業概要と影響については、以下の事業事前評価表をご覧ください。

<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/2005/pdf/costarica01.pdf>

ご指摘の発電事業はパラグアイのイグアス水力発電建設事業を指します。本事業は、既存のイグアス貯水池を活用した水力発電施設と同発電所を系統に連結するための送変電施設を建設するものです。事業概要と影響については、以下の事業事前評価表をご覧ください。

<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/2005/pdf/paraguay.pdf>

- 報告書（P11、パラ3）では、「中東欧における対象案件は、電力供給とともに大気汚染の軽減を目的とするカテゴリBの発電事業1件である」とありますが、このプロジェクトではEIAは作成されたのですか。

（答）ご指摘のカテゴリB案件ではEIAは作成されておりました。

- 報告書（P12、パラ2）では「鉱工業部門の中小企業・民間セクター支援、復興支援事業はカテゴリFIに分類されている」とありますが、これは、融資決定後にこれらの事業にあてられることが判明したということですか。

（答）ご指摘の事業はいずれも融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない性格の案件であったため、カテゴリFIに分類したものです。

- カテゴリF1の10件の案件は、報告書（P12、パラ2）で書かれているセクター以外にどのような案件がありましたか。

（答）灌漑、環境保全、農村生活基盤の案件がありました。

- 報告書（P17、パラ4）では、「要請受領後、早期段階におけるプロジェクト環境関連情報の入手、スクリーニングの検討については、適切に行われている」とありますが、どのような調査の結果このような結論が導きだされたのか、全く根拠が書かれていません。どのような調査をしたのか、また、この結論の根拠を教えてください。

（答）今回の調査において、本行が各案件のスクリーニングを行った当時の関連資料をレビューした結果、本行は早期段階から先方政府・実施機関から環境社会配慮に関連する情報を入手し、これらの情報を踏まえて担当部と環境審査室がカテゴリ分類に関する検討・協議を行った上でスクリーニングを行い、その後もアプレイザルを通じてさらに情報の入手、詳細な検討を行って、必要に応じてカテゴリ分類の変更も行っていることが確認されたものです。

- カテゴリ分類の見直しについて、AからBのようなケースはあるようですが、CからB、BからA、CからAといった見直しはなかったのですか。

（答）ご指摘のようなカテゴリ分類の見直しはありませんでした。

- 報告書（P15、パラ2・パラ4）において、「ほぼ全てのカテゴリB・C案件において適切に環境社会配慮確認が実施されていた」とありますが、「ほぼ」とはそれぞれ81件中、19件中何件ですか。また、「適切に実施されていた」との結論を導いた根拠を具体的に教えてください。また、適切に実施されていなかった事例を具体的に教えてください。

（答）今回の調査において、本行が各案件のアプレイザルを行った当時の関連資料をレビューした結果、環境への負の影響が重大でないためにカテゴリBに分類した案件の中でもさらに影響が小さいと想定された案件の中に、「代替案の検討」について23件、「国際的基準との比較」について24件、「モニタリング計画・環境管理計画の策定」について9件で実施が確認できなかったものです。また、「スクリーニング結果の公表」については、カテゴリB案件とC案件で1件ずつ実施が確認できませんでした。具体的な案件名は別紙3の通りです。

- 報告書（P47、4.5.1-1「発電所」）において、カテゴリAの6案件、カテゴリBの7案件について、火力、水力、地熱、太陽光発電はそれぞれ何件ありましたか。

（答）カテゴリAは火力3件、水力2件、地熱1件、カテゴリBは火力2件、水力3件、地熱1件、太陽光1件です。

#### 4. 社会面

- 報告書（P15、パラ1）には、「住民協議を実施し、…適切な過程を経て住民の基本的な合意に至ったかどうかを確認した上で、融資契約締結に至っている」とありますが、その確認の方法を教えてください。JBICは、住民協議においてどのようなことが確認できた場合、「適切な過程を経た合意」と判断するのですか。

（答）住民協議の実施の確認に当たっては、住民協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された住民協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、住民協議が適切に行われたか否かも確認した上で、適切な過程を経ているかどうかを判断しています。確認においては、借入人等から提供される情報のみならず、その他のステークホルダーから提供される情報も活用しています。

- 報告書（P33）の「4.4.8 社会的合意形成」において、「住民協議は行わず、それに代わるものとして、パブリック・ヒアリングを行っているケースもある。」とありますが、ここでの「住民協議」と「パブリック・ヒアリング」は何が違うのですか。また、「パブリック・ヒアリング」になったのはどこの国ですか。また、「住民協議」ではなく「パブリック・ヒアリング」になった理由を教えてください。

（答）インドにおいては、住民協議の代わりにパブリック・ヒアリングを行うことが法制度上認められています。同国のパブリック・ヒアリングでは、あらかじめ2紙以上の新聞（当該地域言語を含む）で情報を公開する場所、日時、連絡先等を公示した上で、事業概要等の情報を公開し、地域住民を含めて広く一般から意見を受け付けます。

- 報告書（P22、パラ4）のカテゴリAにおける代替案の検討に関して、移転住民が減少したことなどの例がグッドプラクティスとして挙げられていますが、F/S→EIA→D/Dと進む過程で増加した例はありますか。あるとすれば、どの程度で、その要因はなんですか。例えば、パハン・セラゴール導水事業については、当初の予想よりも現在の移転住民は増加してしまっているため、他にも同様の事例がある可能性について懸念しています。

（答）本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階ですが、既に完成した事業の事後評価結果によれば、詳細設計による線形の検討・確定等によって当初の想定よりも移転住民が増加する場合も、減少する場合もあり得ます。い

ずれにしる、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプロGRESSレポート等を通じ、住民移転の計画・実施状況について確認を行っています。

- 報告書（P39、「4.4.10 社会的関心事項」）の「③少数民族、先住民族に対する配慮」において、事例はいくつかかかっているものの、具体的にJBICのガイドラインの該当部分に照らしてどのようにJBICが確認し、借入国政府の対応がどうだったのかということについての説明がないまま、「適切に確認している」とされています。具体的に、どのように「土地及び資源に関する先住民族の諸権利」が尊重され、「十分な情報に基づいて先住民族の合意」が得られるように配慮されたのでしょうか。

（答）土地及び資源に関する先住民族の諸権利については、当該国の法令（先住民族の定義、範疇、また、土地及び資源に関する内容、等）を確認し、当該プロジェクトにおける適用がこれに則したものであるかを確認しています。その上で、当該国・当該プロジェクトにおける先住民族の土地及び資源に関する諸権利について、国際的な宣言や条約の考え方あるいは国際的な基準を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府に働きかけを行います。

- 報告書（P34～36）の「4.4.9 用地取得・非自発的住民移転」において、当該国等の国内法などが強調されています。当該国の国内法を遵守することは最低限守るべきこととして重要である一方、JBICのガイドラインにある「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」が確保できるよう、十分かつ適切な措置がとられる必要がありますが、その点について報告書では明確ではありません。アプレイザル時、JBICとしてこれらを確保するために十分かつ適切な措置か否かを確認しているのですか。また、アプレイザル後、その確保を確認しているのですか。しているとすれば、どのように確認しているのですか。

（答）アプレイザル時に非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける住民が見込まれる場合には、基本的にはその国の法律、作成される住民移転計画等を確認しつつ、相手国政府、実施機関との協議を通じて、生計手段の喪失等についても十分に補償や支援が提供されることを確認しています。アプレイザル後の用地取得や住民移転の進捗状況等については、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプロGRESSレポート等を通じて確認しています。

- JBICが「住民移転計画」を審査する際、その内容をどのような観点から審査しているのですか。例えば、世界銀行のOP 4.12 Annex Aとの比較をし、足りない部分がある場合には働きかけるべきだと考えますが、そのようなことは行っているのでしょうか。

（答）本行はガイドラインに基づき、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるよう、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世界銀行のOP 4.12 Annex A等を参照しつつ確認を行っています。

なお、住民移転計画等の内容が国際機関等の基準と比較して大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。

● 先住民族に影響がある場合の、合意の取得状況について、具体的に教えてください。

(答) 先住民族に影響がある場合は、本行によるアプレイザル時に先住民族の権利保護や文化的・宗教的な配慮がなされることを確認し、その実施状況については、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じて確認を行っています。

● 移転住民の生計や生活は計画通り回復・改善しているのですか。

(答) 本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階ですが、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じ、住民移転の実施状況について確認を行っています。

● 報告書 (P32~34) の「社会的合意形成」において、「メディアや地域代表者を通じて告知を通じて、広く、地域コミュニティや影響を受ける地域で活動するステークホルダーが参加できるよう配慮がなされている」とありますが、実際の周知度はどの程度だったのでしょうか。

(答) 住民協議の議事録等によれば、広い範囲でステークホルダーが参加しており、実際の周知度は一般に高かったものと認識しています。

● 報告書 (P32~34) の「社会的合意形成」に関して、政治的・社会的な背景により、プロジェクトに懸念する被影響住民が自由に発言できない国があると思いますが、そのような場合には、これらの人々の意見をプロジェクトに反映するため、どのような対策が取られたのでしょうか。

(答) 社会的合意形成に向けた住民協議の実施の確認に当たっては、住民協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された住民協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、住民協議が適切に行われたか否かも確認しています。協議の適切な実施が確認できない場合には、追加協議の開催等を働きかけています。

● 報告書 (P32~34) の「社会的合意形成」において、早期段階からの協議を通じて「その結果を EIA 報告書の ToR に反映させている国・案件もある」とのことですが、調査対象案件のうち、何件が該当しますか？またその反映された内容について教えてください。逆に、反映されなかったものがある場合は、その理由を教えてください。

(答) 今回の調査対象のカテゴリ A 案件 28 件の内、11 件については EIA 報告書に反映されたことを確認しています。反映された内容は例えば以下の通りです。

- ・ HIV/AIDS 問題に関して NGO 等との協力した対策の実施
- ・ 村の中心部での歩道の整備
- ・ 家畜や野生動物の横断箇所への標識の設置等の要望

● 本調査は主に傾向を分析と書かれていますが、「4.4.4 ステークホルダーの関与」については、事例の提示のみにとどまっているのはなぜでしょうか。

(答) ステークホルダーとの協議については「4.4.8 社会的合意形成」において実施状況の分析を行っており、またステークホルダーの範囲や関与は案件により多様でもあることから、「4.4.4 ステークホルダーの関与」では、ステークホルダーの関与事例として多く確認された地域住民と NGO の連携事例を紹介し、具体的に説明するよう努めたものです。

● 住民移転が発生するような事業において、被影響住民が住民移転計画書やモニタリング計画のプロセスに参加した事例は何件あるのでしょうか。またその案件名や具体的な関与のプロセスを教えてください。

(答) 住民移転が発生するカテゴリ A 案件では、本行によるアプレイザル時に被影響住民が住民移転計画書やモニタリング計画のプロセスに参加していることを確認しています。例えば、インドの「バンガロール・メトロ建設事業」では、住民移転基本計画作成過程において政府、NGO、学識者等を含めた協議に被影響住民が参加し、彼らの意見がモニタリング項目や用地取得方針に反映されたことを確認いたしました。

## 5. 環境面

- 報告書 (P21) におけるライフサイクルにわたる影響に関しては、グッドプラクティスが記されているのみですが、例えば A 案件 28 件中何件でライフサイクルに渡る影響が検討されていたのですか。またこれらの案件において、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響が考慮された理由を教えてください。また、報告書に事例として書かれている以外にも、ダムであれば土砂堆積の程度やその解体までといったことがライフサイクルに渡る影響にあたりと考えますが、ダム関連の案件でライフサイクルに渡る影響は EIA で考慮されていたのですか。

(答) ライフサイクルにわたる影響が検討されている事が確認された案件は 3 件です。これらの案件では、長期にわたり環境への影響を及ぼすと考えられたため、アプレイザル時にライフサイクルにわたる影響が考慮されました。なお、ダム案件としてはインドネシア・スマラン総合水資源・洪水対策事業において、貯水池の堆砂容量を 50 年分の堆砂量で設計しています。

- 報告書（P22、パラ 3）の代替案の検討に関して、代替案の検討が不十分であると先方政府に対し伝えた事例はありますか。

（答）代替案の検討については、先方の検討が不十分であると考えられる場合、追加的な検討を求めた上で、適切な事業スコープが選定されることを確認しています。代替案に係る追加的な検討が行われたカテゴリ A 事業としては、例えば、ベトナムのホーチミン市都市鉄道建設事業及び国道 3 号線道路ネットワーク整備事業（I）、グアテマラの和平道路整備事業があります。

- 報告書（P29、パラ 1）において、「国際条約に基づく保護区の確認、Red Data Book 等に基づく貴重種の確認を行っている」とありますが、確認を行った結果、影響の回避・最小化、緩和に関して借入国政府の対応を求めた例はカテゴリ A において何件ありますか。また、その結果として貴重種および保護区への影響が回避・緩和・最小化された例、されなかった例がカテゴリ A において何件ありますか。

（答）カテゴリ A において、借入国政府等に対応を求めた案件は 5 件確認されました。これらの案件は、何れも事業の初期段階にあるため、今後、事業実施主体によってモニタリングが行われ、本行としてもフォロー・確認していきます。

- 報告書（P20）の「4.4.2 検討する影響の範囲」について、「具体的には、工事労働者に対する HIV/AIDS 等の感染症予防、工事車両等による交通事故予防を影響緩和対策として取り上げ、それぞれにかかる啓蒙活動をプロジェクトの中で実施しているケースが多い」とありますが、具体的にはいくつの案件でこれらの対策が取られているのでしょうか。またこれ以外の影響（例えば、廃水、大気質、廃棄物等による事業地域より広域の累積的影響）については、どのような対策が取られたのでしょうか。

（答）カテゴリ A 案件において、HIV/AIDS 等の感染症予防対策がとられていた案件が計 23 件、工事車両等による交通事故予防を影響緩和対策がとられていた案件が計 5 件確認されました。これ以外にも、派生的、二次的な影響として、鉄道事業で駅施設からの廃棄物処理について確認を行った事例があります。

## 6. 環境アセスメント報告書について

- ガイドライン（P15、「2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書」）において、「また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」とありますが、カテゴリ A の全案件についてそのような書面が作成されていたのですか。また、全体的な傾向としてどのような内容が書かれていたのですか。

（答）カテゴリ A の全案件について、地域の人々が理解できる言語によって事業概要、環境への影響、環境に対する緩和策等を含む情報が提供されていることを確認していま

す。

- 報告書（P41）の「4.4.12. 環境アセスメント（EIA）報告書」に関して、カテゴリ A のうち、協議録が添付されていなかったのは何件ありますか。また、その場合、JBIC はどのように住民協議の内容の確認・把握を行っているのですか。さらに、協議内容についてはどのような項目について JBIC はアプレイザル時に確認するのですか。

（答）カテゴリ A 案件のうち、EIA 報告書に協議録が添付されていなかった案件は 15 件でした。EIA 報告書に協議録が添付されていなかった場合、住民協議の周知の方法、提供された情報の内容、質疑応答の内容等に関する情報を、アプレイザル時に相手国政府、実施機関から入手し、確認しています。

- 国内法で EIA 実施が求められていないけれども、JBIC ガイドラインを踏まえ EIA を作成した案件は何件あったのでしょうか？

（答）ご指摘の案件は 4 件ありました。

## 7. 国内法と国際基準

- 報告書（P14、パラ 2）には「大規模な住民移転等が発生する際は、借入国国内法に従って…住民移転計画が、地域住民等のステークホルダーとの協議を踏まえつつ作成されている」とあります。借入国国内法は最低限遵守すべき事項ではありますが、ガイドラインに照らしての確認も当然必要です。JBIC のガイドラインには住民移転計画書の内容について規定されていませんが、住民移転計画の内容を審査する際、ガイドラインの関連項目にも照らし合わせて環境審査をしていたのですか。

（答）本行はガイドラインに基づき、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるよう、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世界銀行の OP 4.12 Annex A 等を参照しつつ確認を行っています。住民移転計画等の内容が国際機関等の基準と比較して大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。

- 報告書（P28、パラ 2）の国際的基準の参照の部分では、「プロジェクト計画値を国内の法令・基準と比較すると同時に、国際的基準等にも照らした上で」とありますが、どのような場合に参照しているのですか。

（答）当該国において関連する基準が存在しない場合はもとより、基準が存在する場合でも、通常国際的基準を参照し比較検討を行っています。

- JBIC の環境レビューにおける作業としての「参照」とは何を指していますか。例えば、非自発的住民移転が生じる場合には、世銀の OP4.12 の各項目について、それと適合するか否かについてチェックしているのですか。しているとすれば、どのようにチェックしているのですか。具体的事例を挙げて説明をお願いいたします。また、参照にした基準に照らして十分でない場合は、どのような対応をとられたのかもあわせて説明してください。

(答) 必ずしもすべての項目を網羅的にチェックする訳ではありませんが、相手国の法令や基準との比較検討のために参照しています。参照した結果、国際的な基準等と比較し大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。非自発的住民移転が発生し世銀の OP4.12 を参照した事業としては、例えば、モロッコの都市環境改善事業で、用地取得・住民移転に関する法律は存在していたものの、不法居住者に対する用地取得・住民移転に関する法律は存在しなかったため、不法居住者に対する住民協議の実施、住民移転計画の作成、移転後のモニタリング計画の作成等を働きかけ、実施されました。

- 報告書 (P32~34) の「4.4.8 社会的合意形成」において、カテゴリ A に関して結論として「全てのカテゴリ A 案件において適切に実施されている」とありますが、通常業務の中ではどのように「適切に」実施されていることを確認しているのですか。また、今回の報告書作成にあたってはどのように確認したのですか。

(答) 本行はアプレイザル時に地域住民等のステークホルダーとの協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて確認しています。今回の調査では、本行が各案件のアプレイザルを行った当時の関連資料をレビューし、上記のような対応がなされたことを確認したものです。

- 報告書 (P28) の「法令・基準の遵守」においては、国際的基準も参照することが書かれています。一方報告書 (P47)、「4.5.1-1 発電所」の「(2) 環境社会配慮実施状の留意点」においては、当該国基準を満たすか否かのみがかかれており、国際的基準については触れられていません。JBIC としてこれら発電所への支援の際にも、国際的基準と照らし合わせているのですか。

(答) 「当該国の基準」を確認する際には、通常国際的基準との比較検討を行っています。

- 表 4-1 「先進国・国際機関等の環境基準例」とありますが、参照する基準を全て挙げてください。

(答) 本行では、国際的基準として、国際条約、世銀の Pollution Prevention and

Abatement Handbook (PPAH) (現在は Environment, Health and Safety Guidelines (EHS) に変更) 等、その他の国際機関等の基準、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照しています。具体的には以下が挙げられます。

1) 汚染対策

- ・世銀の PPAH (現 EHS)
- ・我が国、米国の規制値
- ・マルポール条約

2) 自然環境

- ・世界遺産条約
- ・ラムサール条約
- ・ワシントン条約
- ・IUCNのレッドリスト

3) 社会環境

- ・世界遺産条約
- ・世銀の非自発的住民移転に係る OP4. 12
- ・世銀の先住民民族に係る OD4. 20 (現 OP4. 10)
- ・DAC の住民移転に係るガイドライン等

## 8. モニタリング

- 報告書 (P30、パラ 1) にあるモニタリング実施主体者によるプログレスレポートの内容の確認については、どのように行っているのですか。

(答) 本行は、相手国政府・実施機関より提出されるプログレスレポートの内容について、必要に応じて相手国政府・実施機関に照会し、またプロジェクト現場を往訪して現地住民等からも直接ヒアリングを行う等により確認を行っています。

- 報告書 (P41、パラ 1) では、「借入国において、環境あるいは社会モニタリング結果を一般住民に公開することとしている例が確認されている。」とありますが、案件名を教えてください。

(答) ご指摘の案件は、カテゴリ A では以下 12 件です。

インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」

インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)」

ベトナム「国道 3 号線道路ネットワーク整備事業 (I)」

ベトナム「ニャットタン橋 (日越友好橋) 建設事業(I)」

ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」

ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ベンタイン-スオイティエン間(1号線)(I)」

スリランカ「ゴール港開発事業(I)」

パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」

インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ 2)(I)」

インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2(II)」

インド「バンガロール・メトロ建設事業」  
インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」

- モニタリング結果の公開が実施されたのは何案件ですか？

(答) ご指摘の案件は、カテゴリ A では以下 3 件です。

- インド 「デリー高速輸送システム建設事業 (フェーズ 2) (I)
- インド 「デリー高速輸送システム建設事業 (フェーズ 2) (II)
- インド 「バンガロール・メトロ建設事業」

- 第三者から環境社会配慮が十分でないなど具体的な指摘があった例は、何件ありましたか。またそのうち、ガイドラインの規定に基づき、ステークホルダーが参加して対策を協議し、問題解決に向けた手順が合意されたケースは何件ありましたか。その具体案件名と、具体内容について教えてください。

(答) 個別の案件について外部の方々からいただく様々なご指摘・ご照会事項については、本行の本店関係部署・駐在員事務所で個別に対応していることから、逐一とりまとめるはおりませんが、具体的な指摘をいただいた場合は、本行より相手国政府・実施機関に直ちに伝達すると共に、適切な対応を促しています。

## 9. 代替案の検討

- 代替案の検討段階で、「社会面においては、用地取得・住民移転の最小化等の観点から検討されているケースが多い」とあるが、計画段階と移転が実施された後の状況とを比較した場合、実際の移転住民の数は計画通り最小化されていたのでしょうか。

(答) 本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階ですが、既に完成した事業の事後評価結果によれば、詳細設計による線形の検討・確定等によって当初の想定よりも移転住民が増加する場合も、減少する場合もあり得ます。いずれにしろ、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプロGRESSレポート等を通じ、住民移転の計画・実施状況について確認を行い、適切な対応を求めています。

## 10. その他

- 報告書は、被影響住民も含めたステークホルダーがアクセス可能な方法で広く一般に公開された上で、コメントを受け付け、受理したコメントは WEB 上等で広く公開されるべきではないですか。

(答) 本調査報告書の英文版は近々公表する予定であり、いただいたコメントも公表する予定です。

## 調査対象案件一覧表（カテゴリ分類別）

## (1) カテゴリA案件

国名	案件名
インド	デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）（1）
インド	バンガロール・メトロ建設事業
インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2（ ）
インド	ビシャカパトナム港拡張事業
インド	フセイン・サガール湖流域改善事業
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（1）
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（ ）
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業
インドネシア	ブサンガン水力発電所建設事業
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業
グアテマラ	和平地域道路整備事業
スリランカ	ゴール港開発事業（ ）
セネガル	バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）
タンザニア	アルーシャ - ナマンガ - アティ川間道路改良事業
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設事業（III）
ベトナム	国道3号線道路ネットワーク整備事業（1）
ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベントイン - スオイティエン間（1号線））（1）
ベトナム	ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（1）
ベトナム	ファンリー・ファンティエット灌漑事業
ベトナム	ビンフック省投資環境改善事業
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業（1）
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（1）
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（II）
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業（ ）
モザンビーク	モンテプエス - リシंगा間道路事業
モロッコ	マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業
モロッコ	都市環境改善事業

## (2) カテゴリB案件

国名	案件名
インド	地方電化事業
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）
インド	スワン川総合流域保全事業
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業
インド	オリッサ州森林セクター開発事業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（パラナシ）
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業
インド	アグラ上水道整備事業
インド	アムリトサル下水道整備事業

インド	オリッサ州総合衛生改善事業
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業（E/S）
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業（E/S）
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業（E/S）
エジプト	大エジプト博物館建設事業
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電事業
カンボジア	メコン地域電力ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）
ケニア	ソンドゥ・ミリウノサンゴロ水力発電所建設事業
コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善事業
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業
スリランカ	水セクター開発事業
スリランカ	貧困緩和と地方開発事業
スリランカ	観光セクター開発事業
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業
パキスタン	ダドゥ・クズダール送電網事業
パキスタン	給電設備拡充事業
パキスタン	チェナブ川下流灌漑用水路改修事業
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業
バングラデシュ	送電網整備事業
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業
ベトナム	ベトナム北部国道交通安全強化事業
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業（I）
ベトナム	第2期ホーチミン市水環境改善事業（I）
ベトナム	南部ピンズオン省水環境改善事業
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業（II）
ベトナム	地方病院医療開発事業
モルディブ	モルディブ津波復興事業
モロッコ	地方電化事業（III）
モロッコ	河川流域保全事業
モロッコ	下水道整備事業
モロッコ	下水道整備事業（ ）
ラオス	メコン地域電力ネットワーク整備事業（ラオス）
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策事業

中国	包頭市大気環境改善事業
中国	四川省長江上流地区生態環境総合整備事業
中国	河南省植林事業
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業
中国	長沙市導水及び水質環境事業
中国	雲南省昆明市水環境整備事業(Ⅰ)
中国	黒龍江省ハルビン市水環境整備事業
中国	広西チワン族自治区玉林市水環境整備事業
中国	雲南省昆明市水環境整備事業( )
中国	寧夏回族自治区水環境整備事業
中国	四川省地方都市水環境整備事業
中国	安徽省地方都市水環境整備事業
中国	新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業
中国	貴陽市水環境整備事業
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境整備事業
中国	吉林省吉林市環境総合整備事業
中国	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備事業( )
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境改善事業( )
中国	遼寧省人材育成事業
中国	河北省人材育成事業
中国	海南省人材育成事業
中国	貴州省環境整備・人材育成事業

### (3) カテゴリC案件

国名	案件名
インド	バンガロール配電網設備高度化事業
インドネシア	国有電力会社発電業務改善事業
インドネシア	ジョグジャカルタ特別州ICT活用教育質向上事業
インドネシア	高等人材開発事業(III)
インドネシア	国土空間データ基盤整備事業
インドネシア	開発政策借款(プログラムローン)
インドネシア	開発政策借款(II)
インドネシア	開発政策借款( )
インドネシア	インフラ改革セクター開発プログラム
スリランカ	ワウニア・キリノッチ送電線修復事業
タンザニア	第4次貧困削減支援借款
チュニジア	国営テレビ放送センター事業
パキスタン	緊急震災復興支援借款
ベトナム	高等教育支援事業(ITセクター)
ベトナム	第3次貧困削減支援借款
ベトナム	第4次貧困削減支援借款
ベトナム	第5次貧困削減支援借款
マレーシア	高等教育基金借款事業(III)
ラオス	第2次貧困削減支援オペレーション

**(4) カテゴリFI案件**

<b>国名</b>	<b>案件名</b>
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善事業
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業
インドネシア	アチェ復興事業
エジプト	環境汚染軽減事業
スリランカ	スリランカ津波被災地域復興事業
チュニジア	民間投資支援事業
ベトナム	中小企業支援事業(II)
ペルー	灌漑サブセクター整備事業
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業
AFDB	民間セクター支援融資

## 報告書で言及している案件一覧表

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
17	24	2件カテゴリの見直しを行っている。	インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業(E/S)」 中国「新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業」
	脚注34	合計2件がある。	インドネシア「アサハン第4水力発電所建設事業(E/S)」 中国「新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業」
19	26	EIAが実施されているケースは比較的多く	B案件81件中41件
20	22	HIV対策をプロジェクトの中に組み入れている	A案件28件中23件
	25	対策を検討している事例	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」
21	11	発電事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(I)」
	14	発電事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
23	4	実施が確認されない案件	別紙3ご参照
	6	(事例1) 道路事業	パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」
	13	(事例2) 港湾事業	スリランカ「ゴール港開発事業(I)」
24	10	(事例1) 植林事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
	17	(事例2) 小規模インフラ整備事業	ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」
	21	(事例3) 廃棄物処理事業	インド「コルカタ廃棄物管理改善事業」
26	19	(事例) 大気汚染・水質改善事業	エジプト「環境汚染軽減事業」
29	11	(事例) 発電所建設事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
	17	実施が確認されない案件	別紙3ご参照
30	21	(事例) 灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
32	1	作成されている案件が多い	B案件81件中57件
	7	確認できない案件	別紙3ご参照
33	4	反映させている国・案件	インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」 インドネシア「ウルブル地熱発電所建設事業」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業( )」 インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」 インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」 インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」 セネガル「バマコ-ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業(EPISA for Africa)」 タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」 パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」 モザンビーク「モンテブエス-リシガ間道路事業」
	12	パブリック・ヒアリングを行っているケース	インド
	脚注39	行うこととしているケース	インドネシア
	脚注41	EIA実施にあたって、情報公開義務はあるものの、必ずしも地域住民等を対象としたパブリックコンサルテーションが義務化されていない国もある。	インド
34	1	(事例1) 道路事業	パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」
	12	(事例2) 道路事業	タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	18	(事例3) 廃棄物処理事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
36	7	ダム事業	インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」
		発電事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(I)」 ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(II)」
	8	道路事業	インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
36	9	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」
	10	上下水事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
	11	鉄道事業	ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」
	12	都市生活基盤事業	モロッコ「都市環境改善事業」
	20	都市生活基盤事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
39	4	道路事業	タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	7	港湾事業	インド「ビシャカパトナム港拡張事業」
	10	発電所建設事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
	20	植林事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	24	灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
40	1	道路事業	セネガル「バマコ-ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業(EPSA for Africa)」
	5	都市高速鉄道等の大型鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」
41	1	(事例) 鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」
	8	環境あるいは社会モニタリング結果を一般住民に公開することとしている例	(該当するA案件) インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)」 ベトナム「国道3号線道路ネットワーク整備事業(I)」 ベトナム「ニャットン橋(日越友好橋)建設事業(I)」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」 スリランカ「ゴール港開発事業(I)」 パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」 インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」
42	6	カテゴリA案件	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」 インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」
	19	EIA報告書の作成支援を行う場合	ベトナム「国道3号線道路ネットワーク整備事業(I)」
43	18	カテゴリB、Cそれぞれ1案件	B: カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」 C: タンザニア「第4次貧困削減支援借款」
44	14	上下水事業	中国「寧夏回族自治区水環境整備事業」
	17	下水事業	中国「貴陽市水環境整備事業」
	19	大気環境改善事業	中国「包頭市大気環境改善事業」
	21	下水・衛生改善事業	インド「ガンジス川流域都市衛生環境改善事業(パラナシ)」
	23	植林・森林管理事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
45	脚注44	移転先インフラ整備を円借款の支援対象としている案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
46	5	森林保全事業	インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」 中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	6	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
46	6	固形廃棄物管理事業	インド「コルカタ廃棄物管理改善事業」
	7	河川事業	インド「スワン川総合流域保全事業」
	7	下水道事業	インド「ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（パラナシ）」
47	6	対象案件は27件で、発電所が13件、送電線が10件、その他電力・ガスが3件、ガスが1件	別紙4の(1)ご参照
	10～12	対象案件は13件あり、カテゴリAが6件、カテゴリBが7件に分類される。カテゴリBのうち2件は、エンジニアリング・サービス借款である。また、対象案件13件中、5件が火力発電、5件が水力発電、2件が地熱発電、1件が太陽光発電であった。	別紙4の(1)ご参照
48	17	輪切りのプロジェクト	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」
	17	第2期以降においても、意思決定に際しては、環境社会配慮に関する情報をアップデートした上で検討している。	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅱ)」
	21	火力発電所建設事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」 ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅱ)」 ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(Ⅰ)」
	27	地熱発電所建設事業	インドネシア「ウルブル地熱発電所建設事業」
49	1	非自発的大規模住民移転を含むプロジェクトが2件	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」 ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(Ⅰ)」
	19	水力発電事業	インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」
	21	別の水力発電事業	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」
	26	カテゴリA案件	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」 インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」
	29	地域住民の生活水への影響が懸念される案件	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」
50	3	対象案件は10件あり、カテゴリB案件が8件、カテゴリC案件が2件	別紙4の(1)ご参照
	14	事業計画が策定されている。	インド「地方電化事業」 インドネシア「北西スマトラ連系送電線建設事業」
	16	ある事業	ラオス「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」
	20	ある送電線事業	ラオス「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」
	23	別の送電線事業	インド「地方電化事業」、モロッコ「地方電化事業(Ⅲ)」
	26～27	対象案件は22件で、カテゴリA案件16件、カテゴリB案件6件、その内3件がエンジニアリング・サービス借款	別紙4の(2)ご参照
51	3～4	対象案件は18件あり、道路が11件(カテゴリA: 9件、カテゴリB: 2件)、鉄道が6件(カテゴリA: 4件、カテゴリB: 2件)、橋梁が1件(カテゴリA)	別紙4の(2)ご参照
	25	ある道路整備事業	インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(Ⅰ)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(Ⅱ)」
	29	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(Ⅰ)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(Ⅱ)」 インド「バンガロール・メトロ建設事業」
52	5	ある道路整備事業	モザンビーク「モンテブエス-リシンガ間道路事業」
	8	別の道路整備事業	タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	12	住民移転を含まない12件	グアテマラ「和平地域道路整備事業」 タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	13	大規模非自発的住民移転を伴うプロジェクト	ベトナム「ニャッタン橋(日越友好橋)建設事業(Ⅰ)」
	21	鉄道事業	インド「バンガロール・メトロ建設事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
52	25	JBICガイドライン上カテゴリAに該当する案件	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」、 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」、 インド「パンガロール・メトロ建設事業」
	29～30	対象案件は4件あり、カテゴリA案件が2件、 カテゴリB案件が2件である。なお、カテゴリ Bのうち1件は、エンジニアリング・サービス 借款	別紙4(3)ご参照
53	18	汚染対策：ある港湾整備事業	インド「ビジャカバトナム港拡張事業」
	27	自然環境への影響：ある港湾整備事業	スリランカ「ゴール港開発事業（I）」
54	3	影響が想定される案件	スリランカ「ゴール港開発事業（I）」
	8	対象案件は4件あり、カテゴリB案件が3件 （通信）、カテゴリC案件が1件（放送）	別紙4の(3)ご参照
	20	1件	カンボジア「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業」
	22	他2件	バングラデシュ「通信ネットワーク改善事業」、 ベトナム「地方部インターネット利用拡充事業」
	24	インフラ整備事業	ベトナム「地方部インターネット利用拡充事業」
	29	ある通信基幹整備事業	カンボジア「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業」
55	5～7	対象案件は10件、カテゴリAが2件（大規模灌 漑事業：1件、洪水対策事業：1件）、カテ ゴリBが6件（防災事業：1件、流域保全事業：1 件、灌漑事業：3件、水路整備事業：1件）、 カテゴリFが2件（流域保全事業：1件、灌漑 事業：1件） 【訂正】 （誤）カテゴリBが6件（防災事業：1件、流 域保全事業：1件、灌漑事業：3件、水路整備 事業：1件） （正）カテゴリBが6件（防災事業：1件、流 域保全事業：2件、灌漑事業：2件、水路整備 事業：1件）	別紙4の(4)ご参照
56	4	流域保全事業	インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」
	8	大規模灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	17	大規模伐採が発生する大規模灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	23	実施されている案件が多い（10件中8件）	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」 インド「スワム川総合流域保全事業」 インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」 インドネシア「メラビ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」 パキスタン「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ペルー「灌漑サブセクター整備事業」 モロッコ「河川流域保全事業」
	24	同セクター10件中8件は、	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」 インド「スワム川総合流域保全事業」 インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」 インドネシア「メラビ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」 パキスタン「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ペルー「灌漑サブセクター整備事業」 モロッコ「河川流域保全事業」
	25	流域保全事業	モロッコ「河川流域保全事業」
	30	生計向上支援	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」
	30	営農活動支援	インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」
	32	カテゴリA案件（大規模灌漑事業） 【訂正】 （誤）「（大規模灌漑事業）」 （正）「（大規模灌漑事業、洪水対策事 業）」	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」
57	2～3	大規模灌漑事業において大規模入植が見込ま れている案件	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
57	6	別の灌漑事業の場合 【訂正】 (誤)「別の灌漑事業の場合」 (正)「この灌漑事業の場合」	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	11	対象となる案件は6件	別紙4の(5)ご参照
58	8	今回対象となった森林保全事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」 中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	20	フォローを実施している事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
	22	インセンティブ	中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	22	林産加工品・販売等等生計改善活動	インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」
	28	一部案件	中国「河南省植林事業」
	31	山火事監視員への貧困世帯等の雇用	中国「河南省植林事業」
59	1	女性の優先的雇用	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	1	森林保全事業3件	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	6	肥料・農薬を殆ど使用しないこと	中国「河南省植林事業」
	6	植栽時に有機肥料、環境汚染が少ない農薬等の使用すること	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	7	農薬・肥料使用に関する管理や実施機関の適切な指導	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	11	自然環境の改善に寄与する事業	中国「河南省植林事業」
	14	土壌流出等が発生している地域における在来種の植林	中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	15	生態系に配慮した在来種による植林	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	18	病害虫被害発生時の総合的病害虫管理を組み込んだプロジェクト設計がなされている事例	中国「河南省植林事業」
	20	病害虫管理体制が確認されている事例	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
25~27	対象案件は5件で、カテゴリAが1件(工業地域インフラ整備事業)、カテゴリBが1件(E/S借款)、カテゴリF1が3件(民間企業・中小企業支援にかかるツーステップローン案件)	別紙4の(6)ご参照	
60	16	カテゴリAに	ベトナム「ビンフック省投資環境改善事業」
	18	カテゴリBのE/S借款	カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」
	19	他3件	チュニジア「民間投資支援事業」 モンゴル「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」 ベトナム「中小企業支援事業(II)」
	24	インフラ整備事業	ベトナム「ビンフック省投資環境改善事業」
61	12	工業地域インフラ整備事業においては、E/S借款にて	カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」
	23	PF1への資金供与	ベトナム「中小企業支援事業(II)」 モンゴル「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」 チュニジア「民間投資支援事業」
	25	適切な環境社会配慮が確保されることを確認	ベトナム「中小企業支援事業(II)」 チュニジア「民間投資支援事業」
	29~31	対象となる案件は上下水道・衛生については24件であり、カテゴリAが2件、カテゴリBが22件である。総合的環境については7件であり、カテゴリBが6件、カテゴリF1が1件	別紙4の(7)ご参照
63	14	懸念が表明を受けた案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(1)」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
63	21	カテゴリAに分類された案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(Ⅰ)」
	25	一部農地を失う農民が発生する案件	中国「長沙市導水及び水質環境事業」
64	9	カテゴリAに分類された事業	インド「フセイン・サガル湖流域改善事業」
	14	対象となる案件は9件であり、カテゴリBが6件、カテゴリCが3件	別紙4の(7)ご参照
65	8	用地取得が発生した案件は2件	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」 チュニジア「ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業」
	11	人材育成事業	中国「遼寧省人材育成事業」 中国「河北省人材育成事業」 中国「海南省人材育成事業」
	13	運用効果指標に地方からの学生比率を設けていること	インドネシア「国立イスラム大学保健・医学部事業」
	14	障害者社会的弱者にも配慮した設計・建設が実施されること	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」
	21	新校舎として整備する事業	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」
	26	対象となる案件は6件であり、カテゴリAが1件、カテゴリBが4件、カテゴリFIが1件	別紙4の(7)ご参照
66	19	カテゴリA案件1件	モロッコ「都市環境改善事業」
67	1	当該対象案件(全5件)	インドネシア「貧困削減地方インフラ開発事業」 スリランカ「貧困緩和地方開発事業」 中国「貴州省環境整備・人材育成事業」 バングラデシュ「東部バングラデシュ農村インフラ整備事業」 ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(Ⅱ)」
	5	貧困地域の産業開発・雇用促進を図ることとしている案件	ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(Ⅱ)」
	7	ある農村インフラ整備事業	バングラデシュ「東部バングラデシュ農村インフラ整備事業」
	9	別の事業	インドネシア「貧困削減地方インフラ開発事業」
	13~15	上記以外のサブ・セクターに観光、行政機能強化、保健・医療、その他社会的サービスが含まれるが、それぞれ、カテゴリBが3件(観光:2件、保健・医療:1件)、カテゴリCが2件(行政機能強化)、FIが2件(その他社会的サービス(復興支援事業))	別紙4の(7)ご参照
	25	本調査対象案件	スリランカ「観光セクター開発事業」
68	7	医療施設整備事業	ベトナム「地方病院医療開発事業」
	14	本調査対象案件の2件	スリランカ「スリランカ津波被災地域復興事業」 インドネシア「アチェ復興事業」
	22	対象案件は10件	別紙4の(8)ご参照
69	4	政策制度支援型借款	タンザニア「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第3次貧困削減支援借款」 ベトナム「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第5次貧困削減支援借款」 ラオス「第2次貧困削減支援オペレーション」
	5	計画マニュアル策定を完了することが掲げられている例	ベトナム「第3次貧困削減支援借款」 ベトナム「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第5次貧困削減支援借款」
	6	復興支援借款	パキスタン「緊急震災復興支援借款」
71	19	実施が確認できないもの	別紙3ご参照
	26	実施が確認されない案件も	別紙3ご参照
	33	モニタリング計画自体は作成されていない案件	別紙3ご参照

## 実施が確認できなかった案件一覧表

### (1) 「代替案の検討」について実施が確認できなかった23案件

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
中国	遼寧省人材育成事業	B
中国	河北省人材育成事業	B
中国	海南省人材育成事業	B
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業	B
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）	B
インド	アムリトサル下水道整備事業	B
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業	B
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業	B
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業	B
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業（E/S）	B
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）	B
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業	B
ケニア	ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設事業	B
パキスタン	給電設備拡充事業	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
スリランカ	水セクター開発事業	B
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業（I）	B
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業（II）	B
ベトナム	南部ピンズオン省水環境改善事業	B

### (2) 「国際的基準との比較」について実施が確認できなかった24案件

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	送電網整備事業	B
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）	B
エジプト	大エジプト博物館建設事業	B
インド	オリッサ州森林セクター開発事業	B
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業	B
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）	B
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	B
インド	アムリトサル下水道整備事業	B
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業	B
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）	B
モロッコ	下水道整備事業	B
モロッコ	地方電化事業（III）	B
モロッコ	河川流域保全事業	B
モルディブ	モルディブ津波復興事業	B
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業	B
パキスタン	給電設備拡充事業	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業	B
スリランカ	水セクター開発事業	B

チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B

**(3) 「モニタリング計画・環境管理計画の策定」について実施が確認できなかった9案件**

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	B
モロッコ	地方電化事業(III)	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業	B
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B

**(4) 「スクリーニング結果の公表」について実施が確認できなかった2案件**

国名	案件名	カテゴリ
カンボジア	シハヌークヴィル経済特別区開発事業(E/S)	B
タンザニア	第4次貧困削減支援借款	C

## 調査対象一覧表（セクター別）

## (1) 電力・ガス

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（Ⅰ）	A	火力発電所
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（Ⅱ）	A	火力発電所
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業（ ）	A	火力発電所
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業	B	火力発電所
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策事業	B	火力発電所
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業	A	水力発電所
インドネシア	プサンガン水力発電所建設事業	A	水力発電所
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業（E/S）	B	水力発電所
ケニア	ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設事業	B	水力発電所
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業	B	水力発電所
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電事業	B	太陽光発電
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業	A	地熱発電所
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業（E/S）	B	地熱発電所
インド	地方電化事業	B	送電線
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業	B	送電線
カンボジア	メコン地域電力ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）	B	送電線
パキスタン	ダドゥ・クズダール送電網事業	B	送電線
バングラデシュ	送電網整備事業	B	送電線
モロッコ	地方電化事業（Ⅲ）	B	送電線
ラオス	メコン地域電力ネットワーク整備事業（ラオス）	B	送電線
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	B	送電線
スリランカ	ワウニア・キリノッチ送電線修復事業	C	送電線
インド	パンガロール配電網設備高度化事業	C	送電線
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B	その他電力・ガス
パキスタン	給電設備拡充事業	B	その他電力・ガス
インドネシア	国有電力会社発電業務改善事業	C	その他電力・ガス
中国	包頭市大気環境改善事業	B	ガス

## (2) 運輸

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（Ⅰ）	A	道路
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（ ）	A	道路
グアテマラ	和平地域道路整備事業	A	道路
セネガル	バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（E P S A for Africa）	A	道路
タンザニア	アルーシャ - ナマンガ - アティ川間道路改良事業	A	道路
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設事業（Ⅲ）	A	道路
ベトナム	国道3号線道路ネットワーク整備事業（Ⅰ）	A	道路
モザンビーク	モンテブエス - リシガ間道路事業	A	道路
モロッコ	マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業	A	道路
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業	B	道路
ベトナム	ベトナム北部国道交通安全強化事業	B	道路
インド	デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）（Ⅰ）	A	鉄道
インド	パンガロール・メトロ建設事業	A	鉄道
インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2（ ）	A	鉄道

ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタイン - スオイティエン間（1号線））(I)	A	鉄道
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業（E/S）	B	鉄道
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）	B	鉄道
ベトナム	ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（I）	A	橋梁
スリランカ	ゴール港開発事業（ ）	A	港湾
インド	ビシャカパトナム港拡張事業	A	港湾
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）	B	港湾
モルディブ	モルディブ津波復興事業	B	港湾

### (3) 通信

国名	案件名	カテゴリ	小分類
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B	通信
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B	通信
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B	通信
チュニジア	国営テレビ放送センター事業	C	放送

### (4) 灌漑・治水・干拓

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業	A	洪水対策
ベトナム	ファンリー・ファンティエット灌漑事業	A	灌漑
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業	B	防災
インド	スワン川総合流域保全事業	B	河川流域保全
モロッコ	河川流域保全事業	B	河川流域保全
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B	水路整備
インド	アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業	B	灌漑
パキスタン	チェナブ川下流灌漑用水路改修事業	B	灌漑
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善事業	F I	灌漑
ペルー	灌漑サブセクター整備事業	F I	河川流域保全

### (5) 農林・水産業

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インド	オリッサ州森林セクター開発事業	B	林業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業	B	林業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2	B	林業
中国	四川省長江上流地区生態環境総合整備事業	B	林業
中国	河南省植林事業	B	林業
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業	B	林業

### (6) 鉱工業

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ピンフック省投資環境改善事業	A	工業
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）	B	工業
チュニジア	民間投資支援事業	F I	工業
ベトナム	中小企業支援事業（II）	F I	工業
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業	F I	工業

### (7) 社会的サービス

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業（I）	A	上下水道・衛生
インド	フセイン・サガール湖流域改善事業	A	上下水道・衛生
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（バラナシ）	B	上下水道・衛生

インド	コルカタ廃棄物管理改善事業	B	上下水道・衛生
インド	アグラ上水道整備事業	B	上下水道・衛生
インド	アムリトサル下水道整備事業	B	上下水道・衛生
インド	オリッサ州総合衛生改善事業	B	上下水道・衛生
コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善事業	B	上下水道・衛生
スリランカ	水セクター開発事業	B	上下水道・衛生
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業	B	上下水道・衛生
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	B	上下水道・衛生
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
ベトナム	第2期ホーチミン市水環境改善事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
ベトナム	南部ビンズオン省水環境改善事業	B	上下水道・衛生
モロッコ	下水道整備事業	B	上下水道・衛生
モロッコ	下水道整備事業( )	B	上下水道・衛生
中国	長沙市導水及び水質環境事業	B	上下水道・衛生
中国	雲南省昆明市水環境整備事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
中国	黒龍江省ハルビン市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	広西チワン族自治区玉林市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	雲南省昆明市水環境整備事業( )	B	上下水道・衛生
中国	寧夏回族自治区水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	四川省地方都市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	安徽省地方都市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業	B	総合的環境保全
中国	貴陽市水環境整備事業	B	総合的環境保全
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境整備事業	B	総合的環境保全
中国	吉林省吉林市環境総合整備事業	B	総合的環境保全
中国	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備事業( )	B	総合的環境保全
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境改善事業( )	B	総合的環境保全
エジプト	環境汚染軽減事業	F I	総合的環境保全
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業	B	教育
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業	B	教育
チュニジア	ボルジュ・セドリヤ・テクノパーク建設事業	B	教育
中国	遼寧省人材育成事業	B	教育
中国	河北省人材育成事業	B	教育
中国	海南省人材育成事業	B	教育
インドネシア	ジョグジャカルタ特別州ICT活用教育質向上事業	C	教育
ベトナム	高等教育支援事業(ⅠTセクター)	C	教育
マレーシア	高等教育基金借款事業(Ⅲ)	C	教育
モロッコ	都市環境改善事業	A	都市・農村生活基盤
スリランカ	貧困緩和地方開発事業	B	都市・農村生活基盤
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業	B	都市・農村生活基盤
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業(Ⅱ)	B	都市・農村生活基盤
中国	貴州省環境整備・人材育成事業	B	都市・農村生活基盤
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業	F I	都市・農村生活基盤
エジプト	大エジプト博物館建設事業	B	観光
スリランカ	観光セクター開発事業	B	観光
ベトナム	地方病院医療開発事業	B	保健・医療
インドネシア	高等人材開発事業(Ⅲ)	C	行政機能強化
インドネシア	国土空間データ基盤整備事業	C	行政機能強化
スリランカ	スリランカ津波被災地域復興事業	F I	その他社会的サービス
インドネシア	アチェ復興事業	F I	その他

**(8) ノンプロジェクト借款**

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	開発政策借款（プログラムローン）	C	商品借款等
インドネシア	開発政策借款（II）	C	商品借款等
インドネシア	開発政策借款（ ）	C	商品借款等
インドネシア	インフラ改革セクター開発プログラム	C	商品借款等
タンザニア	第4次貧困削減支援借款	C	商品借款等
パキスタン	緊急震災復興支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第3次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第4次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第5次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ラオス	第2次貧困削減支援オペレーション	C	商品借款等